

書記官送達
令和8年2月18日

令和8年2月18日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年（行ウ）第120号 更正処分等取消請求事件

口頭弁論終結日 令和7年10月29日

判 決

5

[Redacted]

原 告

[Redacted]

同代表者代表取締役

[Redacted]

同訴訟代理人弁護士

安 國 忠 彦

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

10

被 告

国

同代表者法務大臣

平 口 洋

処 分 行 政 庁

八 女 税 務 署 長

森 下 治

被告指定代理人

印 南 真 吾

15

同

梶 間 恭 平

同

戸 田 行 重

同

梅 林 光 昭

同

田 中 裕 史

同

宮 寄 智 範

20

主 文

- 1 八女税務署長が令和3年7月26日付けで原告に対してした別紙1-1「処分目録1」記載の各処分をいずれも取り消す。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを4分し、その3を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

25

事 実 及 び 理 由

第1 請求

八女税務署長が令和3年7月26日付けで原告に対してした別紙1-2「処分目録2」記載の各処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要等

5 1 事案の概要

10 [] (以下「[]」という。)は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度において、[] (以下「[]」という。)の発行済株式の全部を購入する方法で同社と企業提携を行い、仲介業務及び企業調査(いわゆるデューデリジェンス)に係る報酬等として、後記3(2)チ記載の各費用(以下、これらを総称して「本件費用1」という。)を支払った。

15 また、原告は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度(以下、原告又は[]のこの期間における事業年度を「平成29年3月期」といい、他の事業年度についても同様に表記する。)において、[] (以下「[]」という。)の発行済株式の全部を購入する方法で同社と企業提携を行い、仲介業務及び企業調査に係る報酬等として、後記3(3)ト記載の各費用(以下、これらを総称して「本件費用2」といい、本件費用1と併せて「本件各費用」という。)を支払った。

20 原告及び[]が、それぞれ平成29年3月期の所得の金額の計算上、原告は本件費用2につき、[]は本件費用1につき、それらの全額を損金の額に算入して、法人税及び地方法人税の確定申告をしたところ、処分行政庁は、本件各費用は法人税法施行令119条1項1号に規定する「その有価証券の購入のために要した費用」に該当し、それぞれ[]又は[]の株式の取得価額に算入すべきであるとして、[]に[]を合併してその納税義務を承継した原告に対し、原告の平成29年3月期及び
25 令和2年3月期の法人税並びに平成28年4月1日から平成29年3月31日

までの課税事業年度（以下「平成29年3月課税事業年度」といい、他の課税事業年度についても同様に表記する。[redacted]についても同じ。）及び令和2年3月課税事業年度の地方法人税、[redacted]の平成29年3月期、平成30年3月期及び平成31年3月期の法人税並びに平成29年3月課税事業年度、平成30年3月課税事業年度及び平成31年3月課税事業年度の地方法人税の各更正処分（以下、これらを総称して「本件各更正処分」という。）をするとともに、これらに伴う過少申告加算税の各賦課決定処分（以下、これらを総称して「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と併せて「本件各処分」という。）をした。

本件は、原告が、本件各費用は「その有価証券の購入のために要した費用」に該当せず、平成29年3月期における原告又は[redacted]の所得の金額の計算上、その全額が損金の額に算入されるなどと主張して、本件各処分（ただし、本件各更正処分については各申告額を超える部分）の取消しを求める事案である。

2 関係法令等の定め

(1) 有価証券の取得価額に関する法人税法及び同法施行令の定めは、次のとおりである。

法人税法61条の2（平成29年法律第4号による改正前のもの。以下同じ。）第1項は、内国法人が有価証券の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額は、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する旨規定し、この譲渡利益額とは、同項1号に掲げる金額（譲渡に係る対価の額）が同項2号に掲げる金額（譲渡に係る原価の額）を超える場合におけるその超える部分の金額を、譲渡損失額とは、同項2号に掲げる金額が同項1号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額を、それぞれいうこととされている。そして、同項2号の譲渡に係る原価の額とは、その有価証券につい

てその内国法人が選定した一単位当たりの帳簿価額の算出の方法により算出した金額にその譲渡をした有価証券の数を乗じて計算した金額をいうものとされ（同号括弧書き）、同条23項（平成29年法律第4号による改正後は24項）において、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の基礎となる取得価額の算出の方法等については、政令で定めることとされている。

この委任を受け、法人税法施行令119条1項は、内国法人が有価証券の取得をした場合には、その取得価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める金額とする旨規定し、同項1号において、「購入した有価証券」を掲げ、その取得価額は「その購入の代価（購入手数料その他その有価証券の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）」とする旨定めている。

(2) 企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」（乙25。以下「企業結合会計基準」という。）の内容は、次のとおりである。

ア 平成25年9月13日の改正（以下「平成25年改正」という。）前の企業結合会計基準の26は、取得とされた企業結合に直接要した支出額のうち、取得の対価性が認められる外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等は取得原価に含め、それ以外の支出額は発生時の事業年度の費用として処理する旨定めていた。

イ 平成25年改正後の企業結合会計基準の26は、取得関連費用（外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等）は、発生した事業年度の費用として処理する旨定めている。

また、平成25年改正後の企業結合会計基準の94は、なお書きにおいて、個別財務諸表における子会社株式の取得原価は、従来と同様に、金融商品会計基準及び日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「実務指針」という。）に従って算定することに留意する旨定めている。

が保有していた。なお、は、取締役会設置会社であった。(乙1、5)

は、原告に吸収合併されて消滅した。

エ

は、に設立された、グラビア印刷業等を営む株式会社であり、グループの中核をなしている。

の代表取締役は、本件代表者が務めている。(乙3、6)

平成29年3月31日時点において、の発行済株式は、その完全親会社である株式会社を通じて、がその過半数を保有していた。(乙7、8)

オ

は、に設立された、包装資材の製造販売業等を営む株式会社であり、本件代表者が代表取締役を務めている。(乙9)

カ 企業提携の対象会社

(ア) は、に設立された、オフセット石版印刷業等を営む有限会社である。は、後記(2)のとおり、平成28年5月20日にその発行済株式の全部をが譲り受けたことにより、グループの一員となった。(乙3、10)

(イ) は、に設立された、プラスチック製品の売買業等を営む株式会社である。は、後記(3)のとおり、平成29年2月13日にその発行済株式の全部を原告が譲り受けたことにより、グループの一員となった。(乙3、11)

(2) によるの株式の購入に係る経緯

ア 中堅・中小企業のM&A支援を主な事業とする

(以下「」という。)は、平成27年11月、に対し、を対象会社とする企業概要書を提供

し、[redacted]がその発行済株式の全部の譲渡の方法による企業提携を希望している旨を伝えた。(甲3、乙12)

イ [redacted]は、平成27年11月20日、[redacted]との間で、以下の約定により、[redacted]との企業提携に関する仲介業務(以下「本件提携仲介業務1」という。)を委託する旨の契約(以下「本件提携仲介契約1」という。)を締結した。(甲4)

(ア) [redacted]は、[redacted]が情報提供した[redacted]との間の企業提携を実現するため、[redacted]に対し、当該企業提携の仲介に関する専門的な業務を行うことを委託する。(1条)

(イ) 本件提携仲介業務1の範囲は、①情報収集・調査及び資料の作成、②[redacted]についての企業価値判断の参考資料の作成、③基本スキームの立案、④実務手続上の助言及び交渉のスケジュールリング、⑤契約書等の草案の作成、⑥企業提携の交渉の立会い及び助言、⑦企業精査(デューデリジェンス)のセッティング、立会い及び助言、⑧その他必要なサービスの提供とする。(3条)

(ウ) [redacted]は、[redacted]に対し、後記(エ)から(カ)に基づき、情報提供料(業務着手金を含む。)、業務中間報酬及び成功報酬を支払う。なお、「情報提供料(業務着手金を含む。)」とは、企業提携に必要な情報の収集・調査及び資料の作成、[redacted]が行う[redacted]についての企業価値判断の参考資料の作成の各業務に対する対価をいう。(2条、4条)

(エ) [redacted]は、情報提供料(業務着手金を含む。)として、本件提携仲介契約1の締結後5日以内に100万円を支払う。この情報提供料(業務着手金を含む。)は、理由のいかんにかかわらず返金されない。(5条)

(カ) [redacted]は、業務中間報酬として、基本合意書等([redacted])

と が企業提携をとり進めることに関する意思が示された書類)の締結後直ちに、後記(カ)の成功報酬の20%に相当する額と500万円とのいずれか高い額を支払う。この業務中間報酬は、理由のいかんにかかわらず返金されないが、企業提携が成約した場合は成功報酬に含める。(6条)

(カ) は、最終契約が締結された場合、成功報酬として、の時価総資産価額(営業権を含む。)を基礎として計算された金額を支払う。なお、前記(エ)の情報提供料(業務着手金を含む。)は、成功報酬に含めない。また、事業譲渡の場合における時価総資産価額は、譲渡対象事業に係る移動時価総資産価額(営業権を含む。)とする。(7条)

(キ) は、前記(ア)の企業提携の実現を保証するものではなく、また、は、自己の費用負担の下デューデリジェンスを実施し、自己の最終的な判断及びその危険負担に基づいて、自己の責任において上記企業提携に関する意思決定を行う。(20条)

ウ は、本件提携仲介契約1の締結後、本件代表者と の代表取締役との面談、本件代表者による現地視察への同行、買収条件の調整及び基本合意書の草案作成等を行った。(甲40・10枚目)

エ は、が発行した平成27年11月16日付け請求書に基づき、同月27日までに、に対し、前記イ(エ)の情報提供料100万円並びに消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)8万円の合計108万円を支払った。(甲5、6)

オ は、平成27年12月18日頃、を通じて、に対し、希望買収条件、スケジュール、排他的交渉権の付与の依頼等を記載した同日付け意向表明書を提示した。(甲7)

カ [] は、平成28年2月29日、 [] の株主らとの間で、概要、以下のとおり、企業提携に関する基本合意（以下「本件基本合意1」という。）を締結した。（甲10）

5 (ア) 売主らは、 [] に対し、所有する [] の発行済株式（合計1万4000株）を譲渡し、 [] は、売主らからこれを譲り受ける。上記株式の譲渡価格の合計額は、3億5000万円から支給退職慰労金合計1億8000万円及び支給退職慰労金引当額を控除した額とする。ただし、後記(ウ)の調査の結果、 [] に関して売主らが [] に提供した従前の情報とは異なる事実が判明した場合において、価格調整を行うべき重大な必要性が生じたときは、 [] 及び売主らは、協議の上、上記の価格を変更することができる。（2条）

10 (イ) [] 及び売主らは、基本合意書に規定された全ての事項が実施・確認され、企業提携に関する諸条件につき合意した後は、それぞれ遅滞なく基本合意書と同様の趣旨を骨子とした株式譲渡に関する具体的内容を定めた最終契約書を締結するものとし、基本合意書に規定されたいずれかの事項が充足されない場合は、当該事項の確認・実施について権利を有する当事者が当該権利を放棄した場合を除き、最終契約を締結する義務を負わないものとする。（3条）

15 (ウ) [] は、 [] の事業及び財務内容の実在性・妥当性を検証するために、基本合意書の締結以降、 [] 又は [] の指定する第三者（公認会計士、弁護士等を含む。）による [] の調査（事業計画の検証、実地調査、インタビュー、会計帳簿その他の書類の閲覧、調査を含む。）を実施する。（5条）

20 (エ) [] 及び売主らは、基本合意書のうち12条から20条までについてのみ法的拘束力を有し、その他の条項については法的拘束力

を有しないものであることを確認する。(17条)

5 キ [] は、 [] が発行した平成27年12月25日付け請求書に基づき、平成28年3月4日、 [] に対し、前記イ(オ)の業務中間報酬772万8000円及び消費税等61万8240円の合計834万6240円を支払った。(甲8、9)

ク [] は、本件基本合意1の締結後、 [] の企業精査(デューデリジェンス)のセッティング及び立会い、買収条件の最終調整並びに株式譲渡契約書の草案作成等を行った。(甲40・10枚目、乙13)

10 ケ [] は、顧問契約を締結している法律事務所の弁護士(以下「本件弁護士」という。)に対し、 [] の法務調査(以下「本件法務調査1」という。)を依頼した。(乙14・1頁)

15 コ 本件弁護士は、平成28年4月5日から同月7日にかけて、 [] のデューデリジェンスに必要な資料及び株式譲渡契約書について、法的な問題点の有無等を検討した。(乙14・7~9頁)

サ []、 [] 及び [] は、平成28年4月15日、本件提携仲介契約1に係る [] の地位を [] が承継することについて合意した。(甲11)

20 シ [] は、平成28年4月15日、臨時株主総会を開催し、 [] の発行済株式の全部を譲り受けることについての承認を受けた。(甲12)

25 ス [] は、平成28年4月15日、 [] の株主らとの間で、 [] の発行済株式の全部(1万4000株)を、1株当たり1万1300円、総額1億5800万円で譲り受ける旨の株式譲渡契約を締結した。(甲13)

[] は、本件代表者及び [] の株主による株

式譲渡契約書の調印式に立ち会った。(乙13・2～4頁)

5 セ [] は、平成28年5月20日、 [] の発行済株式の全部を譲り受け、同日、 [] が発行した同年4月15日付け請求書に基づき、 [] に対し、前記イ(カ)の成功報酬3267万4891円及び消費税等261万3991円の合計3528万8882円を支払った。(甲14、15)

10 ソ [] は、本件弁護士が発行した平成28年7月1日付け請求書に基づき、同年8月8日、本件弁護士に対し、本件法務調査1に対する報酬19万6000円及び消費税等1万5680円の合計21万1680円を支払った。(甲16、17)

15 タ [] は、 [] に対し、平成29年3月31日付け請求書を送付し、 [] が [] に支払った前記エの情報提供料108万円(消費税等込み)及び前記カの業務中間報酬834万6240円(消費税等込み)を請求した。 [] は、平成30年3月29日、 [] に対し、上記情報提供料及び業務中間報酬の合計942万6240円を支払った。(甲18、19)

チ [] は、平成29年3月期の経理処理において、下表のとおり、本件提携仲介業務1及び本件法務調査1に係る各報酬等(本件費用1)を雑費として計上した。(乙15)

計上年月日	支出先	内容等	金額(税抜き)
平成28年4月30日	[]	成功報酬	32,674,891円
平成28年8月8日	本件弁護士	報酬	196,000円
平成29年3月31日	[]	情報提供料	1,000,000円
平成29年3月31日	[]	業務中間報酬	7,728,000円
合計			41,598,891円

20 (3) 原告による [] の株式の購入に係る経緯

ア [] は、平成28年6月頃、[] に対し、[]
[] を対象会社とする企業概要書を提供し、[] がその発行済株式
の全部の譲渡の方法による企業提携を希望している旨を伝えた。(甲20)

イ [] は、平成28年8月22日、[] との間
5 で、以下の約定により、[] との企業提携に関する仲介業務(以下「本
件提携仲介業務2」という。)を委託する旨の契約(以下「本件提携仲介
契約2」いう。)を締結した。(甲21)

(ア) [] は、[] が情報提供した [] との
間の企業提携を実現するため、[] に対し、当該企業提
携の仲介に関する専門的な業務を行うことを委託する。(1条)

(イ) 本件提携仲介業務2の範囲は、①情報収集・調査及び資料の作成、②
[] についての企業価値判断の参考資料の作成、③基本スキームの
立案、④実務手続上の助言及び交渉のスケジューリング、⑤契約書等の
草案の作成、⑥企業提携の交渉の立会い及び助言、⑦企業精査(デュー
15 デリジェンス)のセッティング、立会い及び助言、⑧その他必要なサー
ビスの提供とする。(3条)

(ウ) [] は、[] に対し、後記(エ)から(カ)に基
づき、情報提供料(業務着手金を含む。)、業務中間報酬及び成功報酬
を支払う。なお、「情報提供料(業務着手金を含む。)」とは、企業提
携に必要な情報の収集・調査及び資料の作成、[] が行う
[] についての企業価値判断の参考資料の作成の各業務に対する対価
をいう。(2条、4条)

(エ) [] は、情報提供料(業務着手金を含む。)として、本件
提携仲介契約2の締結後5日以内に100万円を支払う。この情報提供
料(業務着手金を含む。)は、理由のいかんにかかわらず返金されない。
25 (5条)

5 (オ) [] は、業務中間報酬として、基本合意書等（ []
[] と [] とが企業提携をとり進めることに関する意思が示された
書類）の締結後直ちに、後記(カ)の成功報酬の20%に相当する額と50
0万円とのいずれか高い額を支払う。この業務中間報酬は、理由のいか
んにかかわらず返金されないが、企業提携が成約した場合は成功報酬に
含める。（6条）

10 (カ) [] は、最終契約が締結された場合、成功報酬として、 []
[]の時価総資産価額（営業権を含む。）を基礎として計算された金
額を支払う。なお、前記(エ)の情報提供料（業務着手金を含む。）は、成
功報酬に含めない。また、事業譲渡の場合における時価総資産価額は、
譲渡対象事業に係る移動時価総資産価額（営業権を含む。）とする。（7
条）

15 (キ) [] は、前記(ア)の企業提携の実現を保証するもので
はなく、また、 [] は、自己の費用負担の下デューデリジェ
ンスを実施し、自己の最終的な判断及びその危険負担に基づいて、自己
の責任において上記企業提携に関する意思決定を行う。（20条）

ウ [] は、本件提携仲介契約2の締結後、本件代表者と []
[]の代表取締役との面談、本件代表者による現地視察への同行、買収
条件の調整及び基本合意書の草案作成等を行った。（甲40・11枚目）

20 エ [] は、 [] が発行した平成28年8月12
日付け請求書に基づき、同月24日までに、 [] に対し、
前記イ(エ)の情報提供料100万円及び消費税等8万円の合計10.8万円
を支払った。（甲22、23）

25 オ [] は、平成28年10月12日、 [] の株主との間で、
概要、以下のとおり、企業提携に関する基本合意（以下「本件基本合意2」
という。）を締結した。（甲24）

(7) 売主は、[] に対し、[] の発行済株式（6万株）の全部を有効に取得した上で [] に譲渡し、[] は、売主からこれを譲り受ける。対象株式の譲渡価格及び役員退職慰労金の合計額は、7億5000万円とし、その内訳は、対象株式5億5000万円、役員退職慰労金2億円を基準とするが、最終的な金額については、最終契約書において定める。ただし、最終契約書において合意する対象株式の譲渡価格及び売主に対する役員退職慰労金は、後記(7)の調査の結果、[] 及び売主の協議により、決定する。（2条）

(イ) [] 及び売主は、基本合意書に規定され、かつ、別途協議により定めた全ての事項が実施・確認され、企業提携に関する諸条件につき合意した後は、遅滞なく最終契約書を締結するものとし、前記事項が充足されない場合は、当該事項の確認・実施について権利を有する当事者が当該権利を放棄した場合を除き、最終契約を締結する義務を負わないものとする。（3条）

(ウ) [] は、[] の事業及び財務内容の実在性・妥当性を検証するために、基本合意書の締結以降、[] 又は [] の指定する第三者（公認会計士、弁護士等を含む。）による [] の調査（事業計画の検証、実地調査、インタビュー、会計帳簿その他の書類の閲覧、調査を含む。）を実施する。（5条）

(エ) [] 及び売主は、基本合意書のうち14条から22条までについてのみ法的拘束力を有し、その他の条項については法的拘束力を有しないものであることを確認する。（19条）

カ [] は、本件基本合意2の締結後、[] の企業精査（デューデリジェンス）のセッティング及び立会い、買収条件の最終調整並びに株式譲渡契約書の草案作成等を行った。（甲40・8枚目、乙16）

キ [] は [] が発行した平成28年10月12日付

け請求書に基づき、同月27日、[redacted]に対し、前記イ(ウ)の業務中間報酬1621万円及び消費税等129万6800円の合計1750万6800円を支払った。(甲25、26)

ク [redacted]は、[redacted]の法務調査(以下「本件法務調査2」という。)を本件弁護士に依頼するとともに、財務調査(以下「本件財務調査」という。)を [redacted] (以下「[redacted]」という。)に依頼した。

ケ 本件弁護士は、平成28年9月から同年12月にかけて、[redacted]の株式の購入に係る資料、基本合意書及び株式譲渡契約書等について、法的な問題点の有無等を検討した。(乙14・11~25頁)

コ 本件弁護士は、[redacted]に対し、平成28年10月26日付け報告書を提出し、[redacted]から開示を受けた資料等に基づき実施した本件法務調査2の結果を報告した。(甲42)

サ [redacted]は、[redacted]に対し、平成28年11月7日付け報告書を提出し、[redacted]から開示を受けた資料等に基づき実施した本件財務調査の結果を報告した。(甲43)

シ 原告は、[redacted]が発行した平成28年11月10日付け請求書に基づき、同年12月7日、[redacted]に対し、本件財務調査の報酬213万1334円及び消費税等17万0506円の合計230万1840円を支払った。(甲27、28)

ス [redacted]、[redacted]、原告及び [redacted]は、平成29年1月20日、本件提携仲介契約2に係る [redacted]の地位を原告が承継することについて合意した。(甲29)

セ [redacted]は、原告に対し、平成29年2月1日付け請求書を送付し、 [redacted]に支払った前記キの業務中間報酬1750万6800円(消費税等込み)を請求した。原告は、同年3月7日、 [redacted]に対し、

上記金額を支払った。(甲30、31)

ソ 原告は、平成29年2月6日、臨時株主総会を開催し、[]の発行済株式の全部を譲り受けることについての承認を受けた。(甲32)

タ 原告は、平成29年2月7日付けで、[]の株主との間で、[]
5 []の発行済株式の全部(6万株)を、1株当たり9167円、総額5億5002万円で譲り受ける旨の株式譲渡契約を締結した。(甲33)

[]は、本件代表者及び[]の株主による株式譲渡契約書の調印式に立ち会った。(乙16・2~4頁)

チ 原告は、平成29年2月13日、[]の発行済株式の全部を譲り受け、
10 同月14日、[]が発行した平成28年12月15日付け請求書に基づき、[]に対し、前記イ(カ)の成功報酬6486万円及び消費税等518万8800円の合計7004万8800円を支払った。(甲33~35、乙17)

ツ []は、本件弁護士が発行した平成29年2月8日付け請求書及び同月24日付け請求書に基づき、同年3月27日及び同年4月27日、
15 本件弁護士に対し、本件法務調査2の報酬93万円及び消費税等7万4400円の合計100万4400円を支払った。(甲36の1~4、甲37の1~2)

テ []は、原告に対し、平成29年3月31日付け請求書を送付し、
20 []が[]に支払った前記エの情報提供料108万円(消費税等込み)及び本件弁護士に支払った前記ツの本件法務調査2の報酬100万4400円(消費税等込み)を請求した。原告は、同年5月2日、[]に対し、上記情報提供料及び本件法務調査2の報酬額合計208万4400円を支払った。(甲38、39)

ト 原告は、平成29年3月期の経理処理において、下表のとおり、本件提携仲介業務2、本件法務調査2及び本件財務調査に係る各報酬等(本件費

用 2) を支払手数料又は雑費として計上した。(乙 18 の 1 ~ 2)

計上年月日	支出先	内容等	金額 (税抜き)
平成 28 年 12 月 2 日	■■■■■	報酬	2,131,334 円
平成 29 年 2 月 14 日	■■■■■	成功報酬	64,860,000 円
平成 29 年 3 月 7 日	■■■■■	業務中間報酬	16,210,000 円
平成 29 年 3 月 31 日	■■■■■	報酬	930,000 円
平成 29 年 3 月 31 日	■■■■■	情報提供料	1,000,000 円
合 計			85,131,334 円

(4) 本件各処分に至る経緯

ア 原告は、平成 29 年 3 月期の所得の金額の計算上、本件費用 2 の全額を損金の額に算入した上、別表 1 及び別表 2 の各「確定申告」欄のとおり、平成 29 年 3 月期及び令和 2 年 3 月期の法人税並びに平成 29 年 3 月課税事業年度及び令和 2 年 3 月課税事業年度の地方法人税について、いずれも法定申告期限内に確定申告をした。(乙 4、19)

イ ■■■■■ は、平成 29 年 3 月期の所得の金額の計算上、本件費用 1 の全額を損金の額に算入した上、別表 3 及び別表 4 の各「確定申告」欄のとおり、平成 29 年 3 月期及び平成 30 年 3 月期の法人税並びに平成 30 年 3 月課税事業年度の地方法人税について、いずれも法定申告期限内に確定申告をした。(乙 5、20)

原告は、■■■■■ に■■■■■ を吸収合併してその納税義務を承継し、別表 3 及び別表 4 の各「確定申告」欄のとおり、■■■■■ の平成 31 年 3 月期の法人税及び平成 31 年 3 月課税事業年度の地方法人税について、法定申告期限内に確定申告をした。(乙 21)

ウ 処分行政庁は、福岡国税局所属の調査担当職員の調査に基づき、令和 3 年 7 月 26 日付けで、原告に対し、別表 1 から別表 4 までの各「更正処分等」欄のとおり、本件各処分をした。(甲 1 の 1 ~ 9)

本件各処分の理由は、要旨、本件各費用は、それぞれ特定の有価証券である [REDACTED] の全株式又は [REDACTED] の全株式を取得することを目的として、その取得に関連して支出された費用であり、法人税法施行令119条1項1号の「その有価証券の購入のために要した費用」に該当するため、当該株式の取得価額に算入すべきものであるから、平成29年3月期の損金の額には算入されないというものであった。(甲1の1、5)

(5) 本件訴訟に至る経緯

ア 原告は、令和3年10月26日、国税不服審判所長に対し、本件各処分を不服として審査請求をした。

国税不服審判所長は、令和4年10月5日付けで、原告の審査請求をいづれも棄却する旨の裁決をした。(甲2)

イ 原告は、令和5年3月15日、本件訴訟を提起した。

4 本件各処分の根拠及び適法性に係る被告の主張

被告が主張する本件各処分の根拠及び適法性は、別紙3「本件各処分の根拠及び適法性に係る被告の主張」記載のとおりであり、原告は、後記5の争点に関する部分を除き、その計算の基礎となる金額及び計算方法を争わない。

5 争点及び争点に関する当事者の主張

本件の争点は、本件各処分の適法性であり、具体的には、本件各費用が法人税法施行令119条1項1号の「その有価証券の購入のために要した費用」に該当するか否かである。

争点に関する当事者の主張は、別紙4「当事者の主張」記載のとおりである。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- (1) [REDACTED] によるM&Aの仲介業務の一般的な流れ(甲40、乙62)

ア [] においては、多くの場合、譲渡を希望する企業（以下「譲渡希望企業」という。）から依頼を受け、その条件に合う買い手候補企業を探して紹介するという流れでM&Aの仲介業務を行っている。

イ 譲渡希望企業は、全国の金融機関や会計事務所等からの紹介や、 [] の開催するセミナーに参加することなどにより、 [] に対し、M&Aの相談を行う。 [] は、仲介を希望する譲渡希望企業との間で提携仲介契約を締結し、企業評価等に必要な企業概要、財務、事業、不動産、人事、各種契約関係等の資料の提出を受けて企業概要書を作成する。

ウ [] は、企業概要書の作成後、企業概要書の持ち込み先の候補リストを作成し、当該リストから候補先として譲渡希望企業が選んだ企業に対し、企業概要書を持ち込む。その際、持ち込み先の企業が [] との間で秘密保持契約を締結していない場合には、譲渡希望企業名を匿名にした企業概要書を、持ち込み先の企業が [] との間で秘密保持契約を締結している場合には、譲渡希望企業名等が記載された詳細な企業概要書を持ち込み、関心の有無を確認する。

[] は、企業概要書の持ち込み先の企業が本格的に譲受けの検討を行いたいと希望した場合、当該企業（以下「譲受希望企業」という。）との間で、譲渡希望企業を対象とした提携仲介契約を締結する。

エ [] は、提携仲介契約の締結後、譲受希望企業に対し、企業概要書の作成の基となった各種資料を開示し、資料に関する質疑応答、譲渡希望企業と譲受希望企業の経営者同士によるトップ面談、現地視察、買収価格等の条件調整のサポートを行い、最終契約の土台となる条件を整え、基本合意の締結へ進む。

基本合意には、大まかな契約条件、M&A契約予定日、買収監査（デューデリジェンス）に関する事項、独占交渉権、有効期限、法的拘束の範囲

等が記載される。基本合意を締結すると、独占交渉権が発生し、譲渡希望企業は、基本合意を締結した相手以外との交渉ができなくなる。

オ 基本合意の締結後、[] は、買収監査（デューデリジェンス）のアドバイスや最終契約の条件調整のサポートを行い、最終契約が締結された後、株式譲渡の実行の際に立会いを行う。

(2) [] による [] の株式の購入に係る経緯

ア [] は、[] から事業承継の相談を受け、同社との間で提携仲介契約を締結して仲介業務を開始した。[] との間では、[] の他にもトップ面談等を行った企業があったものの、意向表明書を提出した企業の中で [] が選ばれ、[] と [] との間で、平成28年2月29日、本件基本合意1が締結された。（甲40・10～11枚目）

イ [] は、平成28年3月7日から同月9日にかけて、[] につき、監査法人による買収監査のほか、工場の実査等を実施した。（乙13・10～13頁）

ウ [] から本件法務調査1の依頼を受けた本件弁護士は、平成28年4月5日から同月7日にかけて、以下の業務を行った。（前提事実(2)コ、乙14・9頁）

日付	内容
平成28年4月5日	関連資料検討、契約書レビュー等
平成28年4月6日	資料レビュー、株式譲渡契約書レビュー
平成28年4月7日	資料レビュー、株式譲渡契約書レビュー

エ 本件提携仲介契約1に係る [] の地位を承継した [] は、平成28年4月15日、臨時株主総会を開催し、[] の発行済株式の全部を譲り受けることについての承認を受けた。当時、[] の株主は、本件代表者が代表取締役を務める [] のみであり、上

記臨時株主総会には、本件代表者が議長兼議事録作成取締役として出席したほか、[redacted]の取締役2名が出席した。(前提事実(1)ウ、甲12、乙1)

同日、[redacted]と[redacted]の株主らとの間で、株式譲渡契約が締結された。(前提事実(2)ス)

(3) 原告による[redacted]の株式の購入に係る経緯

ア [redacted]は、[redacted]から事業承継の相談を受け、同社との間で提携仲介契約を締結して仲介業務を開始した。[redacted]の間では、当初、[redacted]による仲介業務を通じてトップ面談まで進んだ譲受希望企業があったものの、当該企業との交渉は未払残業代等の関係で買収価格が折り合わずに破談となり、その後[redacted]へ案件が正式に持ち込まれた。(甲40・4枚目、甲41)

イ [redacted]から本件法務調査2の依頼を受けた本件弁護士は、平成28年9月26日から同年12月10日にかけて、以下の業務を行った。(前提事実(3)ケ、コ、乙14・13、17、21、25頁)

日付	内容
平成28年9月26日	株式譲渡基本合意書レビュー、関連資料検討
平成28年10月4日	基本合意書レビュー
平成28年10月25日	デューデリジェンス
平成28年10月26日	デューデリジェンス、報告書作成
平成28年11月18日	デューデリジェンス資料検討、株式譲渡契約書作成
平成28年11月24日	株式譲渡契約書レビュー等
平成28年12月3日	株式譲渡契約書レビュー、コメント
平成28年12月10日	株式譲渡契約書最終確認

ウ [redacted]は、平成28年10月12日、[redacted]の株主との間で、本件基本合意2を締結した。(前提事実(3)オ)

エ 本件弁護士は、前記イのとおり実施した本件法務調査2の結果を受け、
[redacted] に対し、平成28年10月26日付け報告書(甲42)を
提出した。(前提事実(3)コ)

オ [redacted] から本件財務調査の依頼を受けた [redacted] は、
5 平成28年10月17日、同月18日、同月26日及び同月27日、[redacted]
[redacted] において、デューデリジェンスに必要な資料の提供を受けるほか、イ
ンタビューを行うなどの現地調査を実施した。(甲43・3枚目、乙16・
6～10頁)

[redacted] は、上記調査の結果を受け、[redacted] に対し、
10 平成28年11月7日付け報告書(甲43)を提出した。(前提事実(3)サ)

カ デューデリジェンス終了後の平成28年11月24日、本件代表者と [redacted]
[redacted] の代表者とのトップ面談が実施された。[redacted] が作成
した同社の活動履歴に係る資料には、同日の欄に、デューデリジェンスを
終えて契約書の調整に入っていたものの、デューデリジェンス時の部長の
15 心ない発言が気になっているようであったため、急遽買い手側でトップ面
談を実施した旨が記載されているほか、本件代表者との面談及び工場見学
を行ったことで、やはり相手としてはいい会社と再認識してもらうことが
でき、ひとまず丸く収まる見込みである旨が記載されている。(乙16・
5頁)

キ 本件代表者と [redacted] の株主は、平成28年12月15日、[redacted]
[redacted] の東京本社において、原告と [redacted] の株主との間の同日付け株
式譲渡契約書に調印した。(甲40・9、20枚目、乙16・2～4頁)

ク 本件提携仲介契約2に係る [redacted] の地位を承継した原告は、平
成29年2月6日、臨時株主総会を開催し、[redacted] の発行済株式の全部
25 を譲り受けることについての承認を受けた。当時、原告の株主は、本件代
表者が代表取締役を務める [redacted] のみであり、上記臨時株主総会には、

本件代表者が議長兼議事録作成取締役として出席したほか、原告の取締役4名が出席した。(前提事実(1)イ、同(3)ソ、甲32、乙2)

ケ 原告と[]の株主は、平成29年2月7日付けで、株式譲渡契約を締結し直した。同契約の内容は、前記キの平成28年12月15日付け株式譲渡契約書による契約内容と同一であった。(前提事実(3)タ、甲40・9枚目)

2 法人税法施行令119条1項1号の「その有価証券の購入のために要した費用」該当性の判断枠組み

(1) 法令解釈

法人税法施行令119条1項1号は、購入した有価証券の取得価額について、「その購入の代価(購入手数料その他その有価証券の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額)」と規定するところ、「その有価証券の購入のために要した費用」に該当し、有価証券の取得価額を構成する費用については、支出した事業年度の損金の額に算入することはできず、法人税法61条の2第1項2号所定の「譲渡に係る原価の額」の一部として、当該有価証券の譲渡に係る契約をした日の属する事業年度に益金の額又は損金の額に算入される譲渡利益額又は譲渡損益額の算定の基礎となる(法人税法61条の2第1項、同条23項)。

法人税法施行令119条1項1号の「その有価証券の購入のために要した費用」とは、その文言に加え、上記のとおり、かかる費用が「譲渡に係る原価の額」の一部となって譲渡利益額又は譲渡損益額の基礎となることに照らすと、⑦特定の有価証券の購入に向けられた費用であって、④当該費用が客観的に必要とされるものをいうと解するのが相当である。

(2) M&A取引において支出される費用の「その有価証券の購入のために要した費用」該当性について

ア 企業買収(M&A)の実務における典型的なプロセスは、①相談受付・

事前準備段階、②候補先打診・意向表明段階、③基本合意・デューデリジェンス実施段階、④最終契約・クロージング段階の4段階で進行し、全体に要する期間は、最短で8か月程度、一般的には1年程度とされている(乙33)。

5 デューデリジェンスは、M&A取引を行うに当たり、取引当事者による意思決定に直接又は間接に影響を及ぼすような種々の問題点を調査及び検討する手続である。買収者(譲受希望企業)は、基本合意の締結後、弁護士等の専門家に依頼して、対象会社(譲渡希望企業)に関する法務、税務、財務、ビジネスその他の観点からの実地調査(デューデリジェンス)を行い、当該調査で判明した事実を基礎に、改めて買収価格を含む買収条件に関する交渉を行うことが一般的であり、デューデリジェンスの結果は、取引を進めるかどうかの判断のほか、買収価格の決定、買収方法(買収スキーム)の決定等、企業買収のあらゆる局面に重要な影響を及ぼすものであるとされる(甲57、58)。

10
15
20
このように、M&A取引においてデューデリジェンスは重要な手続とされているところ、デューデリジェンスを専門家に依頼した場合、当該専門家に対する報酬等の費用が発生する。また、M&A取引において仲介業者に仲介業務を委託した場合には、当該仲介業者に対する報酬等の費用が発生する(以下、デューデリジェンスに係る費用及び仲介業務に係る費用を総称して「DD等費用」という。)

25
イ M&Aの手法には、株式譲渡、第三者割当による募集株式の取得や事業譲渡のほか、合併、会社分割及び株式交換等の組織再編行為があり、その類型は多岐にわたるところ、いずれの手法によりM&A取引を行うかは、対象会社の財務状況、資本構造、税務コスト及び買収者の買収目的を踏まえて決まるものである(甲57、58)。

このうち、事業譲渡の方法によるM&A取引においてDD等費用が発生

した場合、当該費用は、事業譲渡により譲り受ける資産（事業を構成する個々の資産）との関連性を見いだし難いため、法人税法22条3項2号により、原則として、発生時に損金として処理されると解される（甲56・7頁、弁論の全趣旨）。

5 また、合併に際して行われたデューデリジェンスに係る費用については、国税庁ウェブサイトの質疑応答事例（乙59）において、合併により移転を受ける減価償却資産又は棚卸資産の取得価額には含まれず、一時の損金として処理される旨の回答がされている。

ウ 前記(1)で説示したとおり、法人税法施行令119条1項1号の「その有価証券の購入のために要した費用」とは、⑦特定の有価証券の購入に向けられた費用であって、④当該費用が客観的に必要とされるものをいうところ、上記⑦については、有価証券が特定されていることのほか、当該有価証券の「購入」に向けられた費用といえることが必要であって、このため、例えば、特定の対象会社を買収するか否かや、買収するとしてもいかなるM&Aの手法によるかが決まっていない段階で、これらの点についての判断材料とするために行われた業務に係る費用については、特定の有価証券の「購入」に向けられた費用とはいえないと解される。他方、特定の有価証券を購入することにつき相当程度の蓋然性がある状況下において、買収価格決定の参考とするために行われた業務に係る費用については、特定の有価証券の「購入」に向けられた費用といえることができる。

20 そもそも、M&A取引は、案件ごとの個別性が高く、買収者の組織・規模や対象会社との関係性等に応じて、求められるデューデリジェンスの精度やM&Aの意思決定に至る経過も多種多様であって、例えば、当初計画していたM&Aの手法とは異なる手法によりM&Aが行われることがあるのみならず、事業年度をまたいで交渉を行い、その間、DD等費用を支出したが、デューデリジェンスの結果、重要な問題が発見されて株式取得

5 の実行を断念したり、デューデリジェンスで顕出された対象会社の問題点を
5 5 7、5 8、弁論の全趣旨) 。このように、M&A取引の交渉過程におけ
る流動性や不確実性は、一般的・類型的に低いということはず、特定
10 の会社を対象会社としてデューデリジェンスを行ったことをもって、M&
A取引が成立する蓋然性が高いとか、当該デューデリジェンスが対象会社
の株式の購入に向けられたものであるなどと即断することもできないの
であって、最終的にM&A取引が成立するか否か、成立するとしても、対
象会社(譲渡希望企業)の株式を買収者(譲受希望企業)が取得すること
になるか否かについては、交渉の過程を通じてその蓋然性(不確実性)が
変動し得るものである。このため、M&A取引の交渉過程において生じた
様々な費用について、そのような具体的な事情を捨象して、M&A取引と
の関連の程度や支出の必要性等を一律に論じることはできない。

15 これらの事情を踏まえると、株式取得の方法により行われたM&A取引
の過程において発生したDD等費用について、⑦当該費用が特定の有価証
券の購入に向けられた費用であるか否か、⑧有価証券の購入に客観的に必
要とされるものであるか否かを判断するに当たっては、支出の原因となる
契約又は契約に基づく個々の業務の目的及び内容、取引に向けた一連の過
程における当該契約ないし業務の位置付け、これらの履行時点における株
式購入の蓋然性の程度等の諸事情を踏まえて検討するのが相当である。

20 また、以上の説示に照らすと、かかる判断に当たっては、上記時点にお
いて、客観的にみて株式購入の蓋然性が相当程度高まったと認められる程
度に当該株式の購入の不確実性が解消することを要すると解すべきであ
る。そして、上記程度に不確実性が解消したか否かは、会社の構成や意思
25 決定の実情、株式購入の検討経緯等に照らして実質的に判断すべきであり、

必ずしも、法人の意思決定機関による正式な意思決定までを要するものではないと解される。

(3) 被告の主張について

ア 被告は、法人税法施行令 119 条 1 項 1 号は法人税法 22 条 4 項の公正
5 処理基準を確認したものであり、同号の解釈としては公正処理基準の内容
を参酌すべきであるとした上で、企業結合会計基準によれば、外部のアド
バイザー等に支払った特定の報酬・手数料等のうち現実に契約に至った企
業結合に関連する支出額は、法人税法施行令 119 条 1 項 1 号の「その有
10 価証券の購入のために要した費用」に該当すると解することが公正処理基
準に合致する旨主張するので、この点につき検討する。

イ 平成 25 年改正前の企業結合会計基準の 26 は、「取得とされた企業結
合に直接要した支出額のうち、取得の対価性が認められる外部のアドバイ
15 ザー等に支払った特定の報酬・手数料等は取得原価に含め、それ以外の支
出額は発生時の事業年度の費用として処理する。」と定めていたが、平成
25 年改正により、「取得関連費用（外部のアドバイザー等に支払った特
定の報酬・手数料等）は、発生した事業年度の費用として処理する。」と
改められ、取得関連費用は取得原価（取得価額）に含めず、費用として処
理するものとされた（乙 25）。

他方、法人税法における有価証券の取得価額に関する規定の制定及び改
20 正の経緯についてみるに、昭和 34 年の改正により新設された法人税法施
行規則 19 条の 6 において、「購入手数料その他当該株式を取得するため
に直接要した費用」を取得価額に含めることとされた後、昭和 40 年の法
人税法の全文改正に伴い、法人税法施行令 38 条 1 項 3 号において、購入
した有価証券の取得価額は、「その購入の代価（購入手数料その他その有
25 価証券の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算
した金額）」と規定された（乙 23）。その後、平成 12 年の改正に伴い、

法人税法61条の2の規定が設けられるとともに、法人税法施行令38条1項3号の規定が同施行令119条1項1号に移動したが、規定の内容は変わらず、その後も、購入した有価証券の取得価額について「その購入の代価（購入手数料その他その有価証券の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）」とする同号の文言は変わっていない（乙47）。

確かに、一般論としては、法人税法22条3項及び4項にいう「別段の定め」として規定された条項が公正処理基準を確認する内容のもの等である場合があるとしても、上記のように、法人税法施行令119条1項1号の規定は変わらない一方、企業結合会計基準が上記のとおり改正されていることからすると、同号の解釈につき、平成25年改正の前後を問わず企業結合会計基準に白紙的に委ねる趣旨であると解することは困難であり、法人税法その他の関係法令の規定をみても、そのような趣旨であることをうかがわせる規定は見当たらないことからすると、法人税法施行令119条1項1号の解釈において企業結合会計基準を重視することは相当でないといわざるを得ない。

ウ 仮に、法人税法施行令119条1項1号の解釈において企業結合会計基準を参照するとしても、平成25年改正後の企業結合会計基準の94なお書きにおいて個別財務諸表における子会社株式の取得原価算定に当たり従うものとされる実務指針の56は、「金融資産（デリバティブを除く。）の取得時における付随費用（支払手数料等）は、取得した金融資産の取得価額に含める。」と定めるのみであり、ここにいう「付随費用」の範囲は「支払手数料」のほかは明確に規定されておらず、外部のアドバイザー等に支払った報酬等の扱いも明記されていない。このことからすると、実務指針の56が、平成25年改正前の企業結合会計基準の26と同様に、「取得とされた企業結合に直接要した支出額のうち、取得の対価性が認められ

る外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等は取得原価に含
め」ることを定める趣旨であるとにわかに認めることはできない。そうす
ると、平成25年改正後の企業結合会計基準の94なお書きを根拠に、個
別財務諸表における子会社株式の取得価額について平成25年改正前の企
業結合会計基準の26と同様の扱いとすることが企業結合会計基準の内容
5 であるということとはできない。

この点に関する被告の主張は、採用することができない。

エ また、被告は、有価証券の取得価額に算入されるか否かは、特定の有価
証券の購入に関する支出であるか否か、最終的に買収に至ったか否かによ
10 って判断されるものであるから、取得価額に算入されるか否かの判断にお
いて、支出時点又は支出が不可避となった時点における購入の不確実性が
影響を与えることはないとも主張する。

しかしながら、前記(2)のとおり、M&A取引は案件ごとの個別性が高く、
M&Aの意思決定に至る経過等も多種多様であり、当初計画していたM&
Aの手法とは異なる手法によりM&Aが行われることがあるのみならず、
事業年度をまたいで交渉を行い、その間、DD等費用を支出したが、最終
的にM&A取引に至らないことも実務上頻繁に生じ得るのであって、M&
A取引の交渉過程において生じた様々な費用について、支出の原因となる
契約又は契約に基づく個々の業務の目的及び内容、取引に向けた一連の過
20 程における当該契約ないし業務の位置付け、これらの履行時点における株
式購入の蓋然性の程度等を踏まえることなく、単に、最終的に買収に至っ
たか否かという事情によって、取得価額該当性を一律に判断することはで
きない。のみならず、最終的に買収に至ったか否かという後発的事情によ
って税務処理が左右されるというのは、税務処理の安定性の観点から疑問
25 である上、法令の文言上も、上記主張のように解すべき的確な根拠を見い
だし難いといわざるを得ない。そもそも、最終的に買収（株式取得の方法

によるM&A取引)に至らなかった場合には、株式の「取得」がない以上、「取得価額」を算定することもないのであって、最終的に買収に至ったことは、ある費用の取得価額該当性を判断するための前提条件にすぎず、せいぜい取得価額該当性の必要条件というべきであり、その十分条件とは解されない。被告の上記主張も、にわかに採用することができない。

(4) 原告の主張について

ア 原告は、①法人税法施行令119条1項1号は、有価証券を「譲渡」した場合における取得価額について規定するものであるところ、本件で問題となるのは有価証券の取得に先立つ費用であるから、一般管理費として支出時に損金に計上されるべきである、②有価証券の取得価額は株式取得の原価を定めるためのものであり、本来、株式そのものの価値として算出すべきものであるから、アドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等のように株価とは無関係のものに取得の対価性を認めることは法人税法61条の2の趣旨に反する、③デューデリジェンスに係る費用は株式取得に必然的に発生する支出ではないから、「購入手数料」のような株式を購入するために避けられない支出とは大きく異なるなどと主張する。

原告の上記主張は、DD等費用について、法人の意思決定機関による決定との先後にかかわらず、その性質上、およそ「その有価証券の購入のために要した費用」に該当しないと解されるが、以下のとおり、かかる主張を採用することはできない。

イ 確かに、法人税法61条の2第1項は、有価証券の「譲渡」をした場合における益金の額又は損金の額への算入について規定するものであり、法人税法施行令119条1項1号により有価証券の取得価額に該当する費用は、当該有価証券の譲渡の際に、譲渡利益額又は譲渡損失額の算定の基礎となるものである。もっとも、有価証券の取得価額に該当する費用は、当該有価証券の譲渡の際に上記のとおり考慮されるものである以上、仮に、

理由のいかんにかかわらず返金されないものとされている(同(エ))。[REDACTED]

[REDACTED]は、本件提携仲介契約1に基づき、[REDACTED]に対して情報提供料を支払い、その後、本件提携仲介契約1に係る[REDACTED]の地位を承継した[REDACTED]は、上記情報提供料相当額を[REDACTED]に支払った(前提事実(2)エ、サ、タ)。

イ 本件提携仲介契約1においては、企業提携の方法は限定されておらず、かえって、事業譲渡による場合があり得ることが明示されていた(前提事実(2)イ(カ))。そして、本件提携仲介契約1上、前記アの情報提供料は、契約締結後5日以内に支払うものとされていたところ(前提事実(2)イ(エ))、当時、[REDACTED]が[REDACTED]の株式を購入することについて、客観的にみて蓋然性が相当程度高まったと認められるような事情は見当たらず、かえって、[REDACTED]との間で、[REDACTED]の他にもトップ面談等を行った企業があったこと(認定事実(2)ア)にも照らすと、株式購入の蓋然性が高かったとは認められない。

ウ したがって、本件提携仲介契約1に基づく情報提供料は、[REDACTED]の株式の購入に向けられた費用であるとはいえず、法人税法119条1項1号の「その有価証券の購入のために要した費用」には当たらない。

(2) 本件提携仲介契約1に基づく業務中間報酬について

ア 本件提携仲介契約1に基づく業務中間報酬は、基本合意書等([REDACTED]と[REDACTED]とが企業提携をとり進めることに関する意思が示された書類)の締結後直ちに支払うものであり、理由のいかんにかかわらず返金されないものとされている(前提事実(2)イ(カ))。[REDACTED]は、意向表明書の提示後、本件提携仲介契約1に基づき、[REDACTED]に対して業務中間報酬を支払い、その後、本件提携仲介契約1に係る[REDACTED]の地位を承継した[REDACTED]は、上記業務中間報酬相当額を[REDACTED]に支払った(前提事実(2)オ、キ、タ)。

イ [] との間では、 [] の他にも意向表明書を提出した企業があったものの、 [] が選ばれたことから、前記アの時期に業務中間報酬が発生したものである（認定事実(2)ア、甲40）。も
5 つとも、その後に締結された本件基本合意1においては、最終契約の締結義務がないことや一部の条項を除いて法的拘束力がないことが明記されており（前提事実(2)カ(イ)、(エ)、M&A取引における一般的な事例と同様に（前記2(2)ア）、飽くまで、デューデリジェンスの結果を踏まえて、
[] の株式を購入するか否かを判断することが前提とされていたものと認められる（前提事実(2)イ(キ)も参照）。そうすると、意向表明書の
10 提示はもとより、本件基本合意1の締結についても、これらをもって、
[] による [] の株式購入の蓋然性が相当程度高まったと認められる程度に当該株式購入の不確実性が解消されたということ
はできない。

ウ したがって、本件提携仲介契約1に基づく業務中間報酬は、 []
15 [] の株式の購入に向けられた費用であるとはいえず、法人税法119条1項1号の「その有価証券の購入のために要した費用」には当たらない。

(3) 本件法務調査1に対する報酬について

ア 本件法務調査1は、本件弁護士が、本件基本合意1の締結後、関連資料の検討及び契約書のレビュー等を行ったというものである（前提事実(2)ケ、
20 コ、認定事実(2)ウ）。

イ 前記(2)のとおり、本件基本合意1が締結された当時、 [] に
よる [] の株式購入の蓋然性が相当程度高まったと認められる
程度に当該株式購入の不確実性が解消されていたということとはできず、デ
ューデリジェンスの結果を踏まえて [] の株式を購入するか否
25 かを判断することが前提とされていたのであるから、本件法務調査1は、
飽くまで、 [] との企業提携を行うか否か、企業提携を行うと

していかなる手法によるかについての判断材料とするための調査であったと認められる。

ウ なお、本件法務調査1に係る一連の業務には株式譲渡契約書のレビューも含まれていたものの（認定事実(2)ウ）、かかる業務についても、
5 の株式を購入するか否かの判断に先立って行われるその他の資料のレビューと並行して行われたものであり、飽くまで、デューデリジェンスの結果を踏まえて、 の株式を購入するか否かを判断することが前提とされていたのであるから、本件法務調査1において株式譲渡契約書のレビューが行われたからといって、当時、株式購入の蓋然性が相当程度高まっていたとは直ちに評価し難い（甲58参照）。

エ したがって、本件法務調査1に対する報酬は、 の株式の購入に向けられた費用であるとはいえず、法人税法119条1項1号の「その有価証券の購入のために要した費用」には当たらない。

(4) 本件提携仲介契約1に基づく成功報酬について

ア 本件提携仲介契約1に基づく成功報酬は、最終契約が締結された場合に支払うものであり（前提事実(2)イ(カ)）、実際に、 と
15 の株主らとの間で株式譲渡契約が締結されたことを受けて支払われたものであるから（前提事実(2)ス、セ）、 の株式の購入に向けられた費用であり、上記購入に客観的に必要とされるものであったといえる。

イ これに対し、原告は、 が臨時株主総会において
20 の株式の全部を譲り受ける旨の契約の締結について承認を受けた平成28年4月15日が法人税法施行令119条1項1号の判断基準時になるとした上で、本件提携仲介契約1に係る費用は、いずれも同日よりも前に締結された本件提携仲介契約1に基づいて支出されたものであるから「その有価証券の購入のために要した費用」に該当しない旨主張する。

しかし、前記2(2)で説示したとおり、株式購入の不確実性が解消したか否かは会社の構成や意思決定の実情、株式購入の検討経緯等に照らして実質的に判断すべきであるところ、本件において、 の株主は本件代表者が代表取締役を務める のみであったことに照らすと（認定事実(2)エ）、上記判断に当たり、臨時株主総会における意思決定の時期を重視することはできない。

また、前記2(2)で説示したとおり、ある特定のDD等費用が「その有価証券の購入のために要した費用」に該当するか否か、すなわち、⑦当該費用が特定の有価証券の購入に向けられた費用であるか否か、⑧有価証券の購入に客観的に必要とされるものであるか否かを判断するに当たっては、支出の原因となる契約又は契約に基づく個々の業務の目的及び内容、取引に向けた一連の過程における当該契約ないし業務の位置付け、これらの履行時点における株式購入の蓋然性の程度等の諸事情を踏まえて判断すべきであって、本件提携仲介契約1のように、M&A取引の期間全体を通じて業務が行われることを前提として段階的に報酬等が発生する契約について、当該契約の締結時の事情のみをもって株式購入の蓋然性を判断することは相当でない。既に述べたとおり、本件提携仲介契約1において、成功報酬は、最終契約が締結された場合に支払うものとされているのであるから、その性質に照らしても、特定の有価証券の購入に向けられた費用であって、当該費用が客観的に必要とされるものということができる。

そうすると、原告の上記主張を採用することはできない。

ウ したがって、本件提携仲介契約1に基づく成功報酬は、法人税法119条1項1号の「その有価証券の購入のために要した費用」に該当する。

4 本件費用2についての検討

(1) 本件提携仲介契約2に基づく情報提供料について

ア 本件提携仲介契約2に基づく情報提供料は、企業提携に必要な情報の収

集・調査及び資料の作成、 が行う についての企業
価値判断の参考資料の作成の各業務に対する対価をいうものとされ（前提
事実(3)イ(ウ)）、また、契約の締結後5日以内に支払うものであって、理由
のいかんにかかわらず返金されないものとされている（同(エ)）。

5 は、本件提携仲介契約2に基づき、 に対して情
報提供料を支払い、その後、本件提携仲介契約2に係る の
地位を承継した原告は、上記情報提供料相当額を に支払っ
た（前提事実(3)エ、ス、テ）。

イ 本件提携仲介契約2においては、企業提携の方法は限定されておらず、
10 かえって、事業譲渡による場合があり得ることが明示されていた（前提事
実(3)イ(カ)）。そして、本件提携仲介契約2上、前記アの情報提供料は、契
約締結後5日以内に支払うものとされていたところ（前提事実(3)イ(エ)）、
当時、 が の株式を購入することについて、客観的
にみて蓋然性が相当程度高まったと認められるような事情は見当たらず、
15 かえって、 との間で、 の他にも、
 による仲介業務を通じてトップ面談まで進んだものの、破談となった
企業があったこと（認定事実(3)ア）にも照らすと、株式購入の蓋然性が高
かったとは認められない。

ウ したがって、本件提携仲介契約2に基づく情報提供料は、 の株
20 式の購入に向けられた費用であるとはいえず、法人税法119条1項1号
の「その有価証券の購入のために要した費用」には当たらない。

(2) 本件提携仲介契約2に基づく業務中間報酬について

ア 本件提携仲介契約2に基づく業務中間報酬は、基本合意書等の締結後直
ちに支払うものであり、理由のいかんにかかわらず返金されないものとさ
25 れている（前提事実(3)イ(オ)）。 グループの一員である
 は、本件基本合意2の締結後、平成28年10月12日付け請求書に

基づき、[redacted]に対して業務中間報酬を支払い、その後、本件提携仲介契約2に係る[redacted]の地位を承継した原告は、上記業務中間報酬相当額を[redacted]に支払った（前提事実(3)オ、ス、セ）。

イ 本件基本合意2においては、最終契約の締結義務がないことや一部の条項を除いて法的拘束力がないことが明記されており（前提事実(3)オ(イ)、(エ)、M&A取引における一般的な事例と同様に（前記2(2)ア）、飽くまで、デューデリジェンスの結果を踏まえて、[redacted]の株式を購入するか否かを判断することが前提とされていたものと認められる（前提事実(3)イ(キ)も参照）。そうすると、本件基本合意2の締結をもって、[redacted]による[redacted]の株式購入の蓋然性が相当程度高まったと認められる程度に当該株式購入の不確実性が解消されたということとはできない。

ウ したがって、本件提携仲介契約2に基づく業務中間報酬は、[redacted]の株式の購入に向けられた費用であるとはいえず、法人税法119条1項1号の「その有価証券の購入のために要した費用」には当たらない。

(3) 本件法務調査2及び本件財務調査に対する各報酬について

ア 本件法務調査2は、本件弁護士が、本件基本合意2の締結前に基本合意書のレビュー及び関連資料の検討を行ったほか、本件基本合意2の締結後にデューデリジェンス及び株式譲渡契約書のレビュー等を行ったというものである。また、本件財務調査は、[redacted]が、本件基本合意2の締結後、[redacted]へのインタビュー等の調査を行ったというものである（前提事実(3)ク～サ、認定事実(3)イ、エ、オ）。

イ 前記(2)のとおり、本件基本合意2が締結された当時、[redacted]による[redacted]の株式購入の蓋然性が相当程度高まったと認められる程度に当該株式購入の不確実性が解消されたということとはできず、デューデリジェンスの結果を踏まえて[redacted]の株式を購入するか否かを判断することが前提とされていたのであるから、本件法務調査2及び本件財務調査は、

飽くまで、[]との企業提携を行うか否か、企業提携を行うとしていかなる手法によるかについての判断材料とするための調査であったと認められる。

ウ なお、本件法務調査2に係る一連の業務には株式譲渡契約書のレビューも含まれていたところ（認定事実(3)イ）、かかる業務は、デューデリジェンスに係る報告書の作成後に行われたものであるため、[]の株式の購入に向けられた費用であるとみる余地があり得る。

しかし、[]と[]の間では、デューデリジェンス終了後の平成28年11月24日、デューデリジェンス時の担当部長の心ない発言が気になったなどとして急遽トップ面談が実施されたのであり（認定事実(3)カ）、本件代表者との面談及び工場見学を行ったことでひとまず丸く収まる見込みである旨の[]の資料の記載（乙16・5頁）に照らしても、両社の交渉については、デューデリジェンス後に破談となる蓋然性が一定程度あったものとうかがわれる。そうである以上、少なくとも上記トップ面談が終了するまでは、[]による[]の株式購入の蓋然性が相当程度高まったとはにわかに認め難く、本件弁護士による株式譲渡契約書のレビューも、このような不確実な状況下で開始された一連の業務とすることができる。

そうすると、仮に、本件法務調査2に対する報酬のうち、株式譲渡契約書のレビューに係る部分を切り分けることができるとしても、当該部分について、[]の株式の購入に向けられた費用であるとはいえない。

エ したがって、本件法務調査2及び本件財務調査に対する各報酬は、いずれも[]の株式の購入に向けられた費用であるとはいえず、法人税法119条1項1号の「その有価証券の購入のために要した費用」には当たらない。

(4) 本件提携仲介契約2に基づく成功報酬について

ア、本件提携仲介契約2に基づく成功報酬は、最終契約が締結された場合に支払うものであり（前提事実(3)イ(カ)）、実際に、原告と■■■■の株主との間で株式譲渡契約が締結されたことを受けて支払われたものであるから（前提事実(3)タ、チ、認定事実(3)キ）、■■■■の株式の購入に向けられた費用であり、上記購入に客観的に必要とされるものであったといえる。

イ これに対し、原告は、原告が臨時株主総会において■■■■の株式の全部を譲り受ける旨の契約の締結について承認を受けた平成29年2月6日が法人税法施行令119条1項1号の判断基準時になるとした上で、本件提携仲介契約2に係る費用は、いずれも同日よりも前に締結された本件提携仲介契約2に基づいて支出されたものであるから「その有価証券の購入のために要した費用」に該当しない旨主張する。

しかし、前記3(4)イで説示したのと同様に、かかる主張を採用することはできない。すなわち、本件において、原告の株主は本件代表者が代表取締役を務める■■■■のみであったこと（認定事実(3)ク）からすると、株式購入の不確実性が解消したか否かの判断に当たり、臨時株主総会における意思決定の時期を重視することはできない。実際、原告と■■■■の株主との間では、臨時株主総会が開催される前の平成28年12月15日の時点で株式譲渡契約が締結されているのであって（認定事実(3)キ）、このような経緯からしても、臨時株主総会における承認は形式的なものにすぎなかったと評価するのが相当である。

また、本件提携仲介契約2のように、M&A取引の期間全体を通じて業務が行われることを前提として段階的に報酬等が発生する契約について、当該契約の締結時の事情のみをもって株式購入の蓋然性を判断することは相当でない。既に述べたとおり、本件提携仲介契約2において、成功報酬は、最終契約が締結された場合に支払うものとされているのであるから、その性質に照らしても、特定の有価証券の購入に向けられた費用であって、

当該費用が客観的に必要とされるものといえることができる。

ウ したがって、本件提携仲介契約2に基づく成功報酬は、法人税法119条1項1号の「その有価証券の購入のために要した費用」に該当する。

5 本件各処分 of 適法性について

前記3及び4によれば、本件各費用のうち、本件提携仲介契約1に基づく情報提供料及び業務中間報酬、本件法務調査1に係る報酬、本件提携仲介契約2に基づく情報提供料及び業務中間報酬並びに本件法務調査2及び本件財務調査に係る各報酬については、法人税法119条1項1号の「その有価証券の購入のために要した費用」に該当せず、原告及び[]の平成29年3月期の所得の金額の計算上、損金に算入されるから（法人税法22条3項2号）、本件各更正処分のうち、これらの部分について損金の額への算入を否認した部分は、違法である。

以上を前提とすると、原告の平成29年3月期及び令和2年3月期の法人税に係る所得金額、納付すべき税額及び翌期へ繰り越す欠損金額は、それぞれ別表14及び15のとおりとなり、原告の平成29年3月課税事業年度及び令和2年3月課税事業年度の地方法人税に係る課税標準法人税額及び納付すべき税額は、それぞれ別表16及び17のとおりとなる。また、[]の平成29年3月期、平成30年3月期及び平成31年3月期の法人税に係る所得金額、納付すべき税額及び翌期へ繰り越す欠損金額は、それぞれ別表18から20のとおりとなり、[]の平成30年3月課税事業年度及び平成31年3月課税事業年度の地方法人税に係る課税標準法人税額及び納付すべき税額は、それぞれ、別表21及び22のとおりとなる（弁論の全趣旨）。

したがって、本件各更正処分のうち上記各金額を超える部分（翌期へ繰り越す欠損金額については、上記各金額を超えない部分）及び本件各賦課決定処分のうち同部分に対応する部分は、いずれも取り消されるべきである。

第4 結論

以上の次第で、原告の請求は主文掲記の限度で理由があるからその限度で認容し、その余はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

5

裁判長裁判官

篠田賢治

10

裁判官

高部祐未

15

裁判官

下山雄司

(別紙 1 - 1)

処分目録 1

- 1 八女税務署長が令和 3 年 7 月 26 日付女法第 7 1 2 1 号で原告に対してした平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額 6 6 3 1 万 4 6 7 0 円及び納付すべき税額 1 4 2 0 万 8 0 0 0 円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分のうち同部分に対応する部分
- 2 八女税務署長が令和 3 年 7 月 26 日付女法第 7 1 2 2 号で原告に対してした平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの課税事業年度の地方法人税の更正処分のうち課税標準法人税額 1 4 8 4 万 5 0 0 0 円及び納付すべき税額 6 5 万 3 1 0 0 円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分のうち同部分に対応する部分
- 3 八女税務署長が令和 3 年 7 月 26 日付女法第 7 1 2 9 号で原告に対してした被
合併法人 ██████████ に係る平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31
日までの事業年度の法人税の更正処分のうち翌期へ繰り越す欠損金額 9 1 1 万 5
6 1 9 円を超えない部分
- 4 八女税務署長が令和 3 年 7 月 26 日付女法第 7 1 3 0 号で原告に対してした被
合併法人 ██████████ に係る平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31
日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額 0 円及び納付すべき税額マ
イナス 2 万 1 4 5 6 円を超える部分並びに翌期へ繰り越す欠損金額 5 3 0 万 2 7
2 6 円を超えない部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分のうち同部分に対応
する部分
- 5 八女税務署長が令和 3 年 7 月 26 日付女法第 7 1 3 1 号で原告に対してした被
合併法人 ██████████ に係る平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31
日までの課税事業年度の地方法人税の更正処分のうち課税標準法人税額 0 円及び
納付すべき税額 0 円を超える部分

- 6 八女税務署長が令和3年7月26日付女法第7132号で原告に対してした被
合併法人 [REDACTED] に係る平成30年4月1日から平成31年3月31
日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額2792万6236円及び
納付すべき税額579万9900円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決
5 定処分のうち同部分に対応する部分
- 7 八女税務署長が令和3年7月26日付女法第7133号で原告に対してした被
合併法人 [REDACTED] に係る平成30年4月1日から平成31年3月31
日までの課税事業年度の地方法人税の更正処分のうち課税標準法人税額582万
2000円及び納付すべき税額25万6100円を超える部分並びに過少申告加
10 算税の賦課決定処分のうち同部分に対応する部分

以 上

(別紙1-2)

処分目録2

- 1 八女税務署長が令和3年7月26日付女法第7121号で原告に対してした平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額マイナス465万7630円及び納付すべき税額マイナス6.3万7391円を超える部分並びに翌期へ繰り越す欠損金額465万7630円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分
- 2 八女税務署長が令和3年7月26日付女法第7122号で原告に対してした平成28年4月1日から平成29年3月31日までの課税事業年度の地方法人税の更正処分のうち課税標準法人税額0円及び納付すべき税額0円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分
- 3 八女税務署長が令和3年7月26日付女法第7126号で原告に対してした平成31年4月1日から令和2年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額2億0253万5595円及び納付すべき税額4592万2900円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分
- 4 八女税務署長が令和3年7月26日付女法第7127号で原告に対してした平成31年4月1日から令和2年3月31日までの課税事業年度の地方法人税の更正処分のうち課税標準法人税額4633万2000円及び納付すべき税額203万8600円を超える部分
- 5 八女税務署長が令和3年7月26日付女法第7129号で原告に対してした被合併法人 XXXXXXXXXX に係る平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額マイナス1367万6216円を超える部分及び翌期へ繰り越す欠損金額4179万0510円を超える部分

- 6 八女税務署長が令和3年7月26日付女法第7130号で原告に対してした被
合併法人 [REDACTED] に係る平成29年4月1日から平成30年3月31
日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額0円及び納付すべき税額マ
イナス2万1456円を超える部分並びに翌期へ繰り越す欠損金額3797万7
5 617円を超えない部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分
- 7 八女税務署長が令和3年7月26日付女法第7131号で原告に対してした被
合併法人 [REDACTED] に係る平成29年4月1日から平成30年3月31
日までの課税事業年度の地方法人税の更正処分のうち課税標準法人税額0円及び
納付すべき税額0円を超える部分
- 10 8 八女税務署長が令和3年7月26日付女法第7132号で原告に対してした被
合併法人 [REDACTED] に係る平成30年4月1日から平成31年3月31
日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額0円及び納付すべき税額マ
イナス2万2896円を超える部分並びに翌期へ繰り越す欠損金額474万86
55円を超えない部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分
- 15 9 八女税務署長が令和3年7月26日付女法第7133号で原告に対してした被
合併法人 [REDACTED] に係る平成30年4月1日から平成31年3月31
日までの課税事業年度の地方法人税の更正処分のうち課税標準法人税額0円及び
納付すべき税額0円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分

以上

(別紙2)

関係法令等の定め

第1 関係法令

5 1 法人税法

(1) 法人税法22条

1項 内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。

10 2項 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

3項 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

15 1号 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額

2号 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額

20 3号 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

4項 第2項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準（以下「公正処理基準」という。）に従って計算されるものとする。

(2) 法人税法61条の2

25 1項 内国法人が有価証券の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額（第1号に掲げる金額が第2号に掲げる金額を超える場合におけるその

超える部分の金額をいう。)又は譲渡損失額(同号に掲げる金額が第1号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。)は、(中略)その譲渡に係る契約をした日(中略)の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

5 1号 その有価証券の譲渡の時ににおける有償によるその有価証券の譲渡により通常得べき対価の額(後略)

2号 その有価証券の譲渡に係る原価の額(その有価証券についてその内
10 国法人が選定した一単位当たりの帳簿価額の算出の方法により算出した金額(中略)にその譲渡をした有価証券の数を乗じて計算した金額をいう。)

23項 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の基礎となる取得価額の算出の方法、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の種類、その算出の方法の選定の手続その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

15 2 法人税法施行令

119条1項 内国法人が有価証券の取得をした場合には、その取得価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

1号 購入した有価証券 その購入の代価(購入手数料その他その有価証券の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額)

20 第2 会計基準等

1 企業結合会計基準(企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」。
乙25)

(1) 平成25年改正前の定め

26 取得とされた企業結合に直接要した支出額のうち、取得の対価性が認められる外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等は取得原価に含め、それ以外の支出額は発生時の事業年度の費用として処理する。
25

(2) 平成25年改正後の定め

26 取得関連費用（外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等）は、発生した事業年度の費用として処理する。

94 平成15年会計基準では、取得とされた企業結合に直接要した支出額のうち、取得の対価性が認められる外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等は取得原価に含めることとしていた。これは、取得はあくまで等価交換取引であるとの考え方を重視し、取得企業が等価交換の判断要素として考慮した支出額に限って取得原価に含めることとしたためである。個別に取得した資産における付随費用と同様に、企業結合における取得関連費用をその取得原価に含めることにより、その後の損益は、企業結合において投資した原価の超過回収額となり、概念的には個別に取得した資産と一貫した取扱いとなる。

一方、国際的な会計基準では、当該取得関連費用は、事業の売主と買主の間の公正な価値での交換の一部ではなく、企業結合とは別の取引と考えられること、取得関連費用のうち直接費が取得原価に含まれる一方で間接費は除かれる点が不整合であること等の理由から、発生した事業年度の費用として取り扱っている。

また、平成21年論点整理に寄せられたコメントの中には、継続的に資産を購入する場合と異なり、企業結合においては、取得関連費用のどこまでを取得原価の範囲とするか、実務上、議論となることも多いという意見があった。

平成25年改正会計基準においては、国際的な会計基準に基づく財務諸表との比較可能性を改善する観点や取得関連費用のどこまでを取得原価の範囲とするかという実務上の問題点を解消する観点から、発生した事業年度の費用として処理することとした。

なお、個別財務諸表における子会社株式の取得原価は、従来と同様に、

金融商品会計基準及び日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号

「金融商品会計に関する実務指針」に従って算定することに留意する。

2 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(乙27)

17 子会社株式及び関連会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。

3 実務指針(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」。乙22・1945頁)

56 金融資産(デリバティブを除く。)の取得時における付随費用(支払手数料等)は、取得した金融資産の取得価額に含める。ただし、経常的に発生する費用で、個々の金融資産との対応関係が明確でない付随費用は、取得価額に含めないことができる。

4 企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(乙39)

IV. 5. (11) 取得に直接要した支出額の会計処理

48 企業結合に直接要した支出額のうち、取得の対価性が認められるものは取得原価に含め、それ以外の支出額は発生時の事業年度の費用として処理することとされている(企業結合会計基準 三2.(2)④)。

取得原価に含める支出額とは、次の(1)及び(2)を満たしたものをいう。

(1) 企業結合に直接要した支出額

企業結合を成立させるために取得企業が外部のアドバイザー(例えば投資銀行のコンサルタント、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家)に支払った交渉や株式の交換比率の算定に係る特定の報酬・手数料等をいう。社内の人件費(例えば社内のプロジェクト・チームの人員に係る人件費)等は、これに含まれない。

(2) 取得の対価性が認められるもの

現実に契約に至った企業結合に関連する支出額のことをいう。したがっ

て、契約に至らなかった取引や単なる調査に関連する支出額は、企業結合に直接要した費用であっても取得原価に含めることはできない。

以 上

(別紙3)

本件各処分根拠及び適法性に係る被告の主張

第1 本件各更正処分の根拠及び適法性

5 1 原告に係る法人税の各更正処分の根拠

原告の平成29年3月期及び令和2年3月期の法人税に係る所得金額及び翌期へ繰り越す欠損金額並びに納付すべき法人税額は、次のとおりである。なお、所得金額の頭部に「△」を付したものは、当該金額が欠損金額であることを表し、税額の頭部に「△」を付したものは、当該金額が還付金額であることを表す(以下同じ。)

10 (1) 平成29年3月期の法人税の更正処分

ア 所得金額(別表5・順号⑤) 8658万6004円

上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)及び(ウ)の金額を加算した金額である。

(ア) 申告所得金額(別表5・順号①) △465万7630円

15 上記金額は、原告の平成29年3月期の法人税の確定申告書別表一(一)の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 支払手数料の過大計上額及び雑費の過大計上額(別表5・順号②、③)

8513万1334円

20 上記金額は、原告が[]の株式取得に当たって支出した費用のうち、支払手数料に計上されていた213万1334円及び雑費に計上されていた8300万円の合計額であるが、[]の株式の取得価額に算入すべきものであり、損金の額に算入されない金額である。

(ウ) 租税公課の過大計上額(別表5・順号④) 611万2300円

25 上記金額は、原告が、消費税等の経理処理について税抜経理方式を採用し、「仮受消費税等の金額と仮払消費税等の金額の差額」と「納付すべき消費税等の額」との差額746万2896円を租税公課として損金

の額に算入していたところ、上記(イ)の支払手数料及び雑費の消費税相当額について、「課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」に該当するにもかかわらず、「非課税売上げにのみ要したもの」に該当するとして消費税等を計算していたことにより、過大に租税公課に計上されていた金額である。

イ 所得金額に対する法人税額 (別表5・順号⑥) 1958万9124円

上記金額は、上記アの所得金額8658万6004円(ただし、国税通則法(以下「通則法」という。)118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に、平成28年法律第15号附則26条により読み替えて適用される法人税法66条(令和2年法律第8号による改正前のもの。以下同じ。)1項及び2項並びに租税特別措置法42条の3の2(令和2年法律第8号による改正前のもの。以下同じ。)第1項に規定する税率(所得金額のうち年800万円以下の金額については100分の15の割合、それを超える金額については100分の23.4の割合)を乗じて計算した金額である。

ウ 控除所得税額等 (別表5・順号⑦) 63万7391円

上記金額は、法人税法68条(令和2年法律第8号による改正前のもの。以下同じ。)1項の規定により法人税の額から控除される金額であり、原告の平成29年3月期の法人税の確定申告書別表一(一)の「控除税額の計算」の「所得税の額」欄に記載された金額と同額である。

エ 納付すべき法人税額 (別表5・順号⑧) 1895万1700円

上記金額は、前記イの金額から上記ウの金額を差し引いた金額(ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の金額を切り捨てた後のもの)である。

オ 既に納付の確定した法人税額 (別表5・順号⑨) △63万7391円

上記金額は、原告の平成29年3月期の法人税の確定申告書別表一(一)

の「この申告による還付金額」の「所得税額等の還付金額」欄に記載された金額と同額である。

カ 差引納付すべき法人税額（別表5・順号⑩） 1958万9000円

上記金額は、前記エの金額から上記オの金額を差し引いた金額（ただし、
5 通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）であり、原告が新たに納付すべき法人税額である。

キ 翌期へ繰り越す欠損金の減少額（別表5・順号⑪）

465万7630円

原告は、原告の平成29年3月期の法人税の確定申告書別表七（一）に
10 おいて、平成29年3月期に生じた欠損金額465万7630円を「翌期繰越額」欄に記載しているが、前記アのとおり、平成29年3月期の所得金額は8658万6004円であり、平成29年3月期に生じた欠損金額はないことから、翌期へ繰り越す欠損金額が465万7630円減少する。

ク 翌期へ繰り越す欠損金額（別表5・順号⑫） 0円

原告は、原告の平成29年3月期の法人税の確定申告書別表一（一）に
15 おいて、平成29年3月期に生じた欠損金額465万7630円を「翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金」欄に記載しているが、翌期へ繰り越す欠損金額は、上記キのとおり、465万7630円減少することから、0円となる。

20 (2) 令和2年3月期の法人税の更正処分

ア 所得金額（別表6・順号③） 2億0728万4250円

上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算した金額である。

(ア) 申告所得金額（別表6・順号①） 2億0253万5595円

上記金額は、原告の令和2年3月期の法人税の確定申告書別表一（一）
25 の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 欠損金の当期控除額の過大額（別表6・順号②）

474万8655円

上記金額は、 から引継ぎを受けた控除未済欠損金額の当期控除額であるが、後記3のとおり、原告が から引継ぎを受ける控除未済欠損金額はないことから、損金の額に算入されない金額である。

イ 所得金額に対する法人税額（別表6・順号④） 4743万3888円

上記金額は、上記アの所得金額2億0728万4250円（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に、法人税法66条1項及び2項並びに租税特別措置法42条の3の2第1項に規定する税率（所得金額のうち年800万円以下の金額については100分の15の割合、それを超える金額については100分の23.2の割合）を乗じて計算した金額である。

ウ 控除所得税額等（別表6・順号⑤） 40万9187円

上記金額は、法人税法68条1項の規定により法人税の額から控除される金額であり、原告の令和2年3月期の法人税の確定申告書別表一（一）の「控除税額の計算」の「所得税の額」欄に記載された金額と同額である。

エ 納付すべき法人税額（別表6・順号⑥） 4702万4700円

上記金額は、前記イの金額から上記ウの金額を差し引いた金額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の金額を切り捨てた後のもの）である。

オ 既に納付の確定した法人税額（別表6・順号⑦）

4592万2900円

上記金額は、原告の令和2年3月期の法人税の確定申告書別表一（一）の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された金額と同額である。

カ 差引納付すべき法人税額（別表6・順号⑧） 110万1800円

上記金額は、前記エの金額から上記オの金額を差し引いた金額（ただし、

通則法 119 条 1 項の規定に基づき 100 円未満の端数金額を切り捨てた後のもの) であり、原告が新たに納付すべき法人税額である。

2 原告に係る地方法人税の各更正処分の根拠

原告の平成 29 年 3 月課税事業年度及び令和 2 年 3 月課税事業年度の地方法人税に係る課税標準法人税額及び納付すべき地方法人税額は、次のとおりである。

(1) 平成 29 年 3 月課税事業年度の地方法人税の更正処分

ア 課税標準法人税額 (別表 7・順号④) 1958 万 9000 円

上記金額は、地方法人税法 9 条に基づく金額であり、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算した金額 (ただし、通則法 118 条 1 項の規定により 1000 円未満の端数金額を切り捨てた後のもの) である。

(ア) 所得の金額に対する法人税額 (別表 7・順号①) 0 円

上記金額は、原告の平成 29 年 3 月課税事業年度の地方法人税の確定申告書の「課税標準法人税額の計算」の「基準法人税額」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 基準法人税額の増加額 (別表 7・順号②) 1958 万 9124 円

上記金額は、上記(ア)の基準法人税額 0 円と、前記 1(1)イにより算出された法人税額 1958 万 9124 円との差額であり、平成 29 年 3 月課税事業年度の基準法人税額として、原告の課税標準法人税額に加算すべき金額である。

イ 納付すべき地方法人税額 (別表 7・順号⑥) 86 万 1900 円

上記金額は、地方法人税法 10 条 (平成 28 年法律第 15 号による改正前のもの。以下同じ。) 1 項の規定に基づき、上記アの金額に 100 分の 4.4 の税率を乗じて計算した金額 (ただし、通則法 119 条 1 項の規定により 100 円未満の端数金額を切り捨てた後のもの) である。

ウ 既に納付の確定した地方法人税額 (別表 7・順号⑦) 0 円

上記金額は、原告の平成29年3月課税事業年度の地方法人税の確定申告書で算出された地方法人税であり、同申告書の「差引地方法人税額」欄に記載された金額と同額である。

エ 差引納付すべき地方法人税額（別表7・順号⑧） 86万1900円

上記金額は、前記イの金額から上記ウの金額を差し引いた金額であり、原告が新たに納付すべき地方法人税額である。

(2) 令和2年3月課税事業年度の地方法人税の更正処分

ア 課税標準法人税額（別表8・順号④） 4743万3000円

上記金額は、地方法人税法9条に基づく金額であり、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算した金額（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

(ア) 所得の金額に対する法人税額（別表8・順号①）

4633万2120円

上記金額は、原告の令和2年3月課税事業年度の地方法人税の確定申告書の「課税標準法人税額の計算」の「基準法人税額」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 基準法人税額の増加額（別表8・順号②） 110万1768円

上記金額は、上記(ア)の基準法人税額4633万2120円と、前記1(2)イにより算出された法人税額4743万3888円との差額であり、令和2年3月課税事業年度の基準法人税額として、原告の課税標準法人税額に加算すべき金額である。

イ 納付すべき地方法人税額（別表8・順号⑥） 208万7000円

上記金額は、地方法人税法10条1項の規定に基づき、上記アの金額に100分の4.4の税率を乗じて計算した金額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

ウ 既に納付の確定した地方法人税額（別表8・順号⑦）

203万8600円

上記金額は、原告の令和2年3月課税事業年度の地方法人税の確定申告書で算出された地方法人税であり、同申告書の「差引地方法人税額」欄に記載された金額と同額である。

5 エ 差引納付すべき地方法人税額（別表8・順号⑧） 4万8400円

上記金額は、前記イの金額から上記ウの金額を差し引いた金額であり、原告が新たに納付すべき地方法人税額である。

3 []に係る法人税の各更正処分の根拠

10 []の平成29年3月期、平成30年3月期及び平成31年3月期の法人税に係る所得金額及び翌期へ繰り越す欠損金額並びに納付すべき法人税額は、次のとおりである。

(1) 平成29年3月期の法人税の更正処分

ア 所得金額（別表9・順号④） 0円

15 上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算し(ウ)の金額を減算した金額である。

(ア) 申告所得金額（別表9・順号①） △1367万6216円

上記金額は、[]の平成29年3月期の法人税の確定申告書別表一（一）の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された金額と同額である。

20 (イ) 雑費の過大計上額（別表9・順号②） 4159万8891円

上記金額は、[]が[]の株式取得に当たって支出した費用であるが、[]の株式の取得価額に算入すべきものであり、損金の額に算入されない金額である。

(ウ) 繰越欠損金の当期控除額の増加額（別表9・順号③）

25 2792万2675円

上記金額は、前事業年度から繰り越された欠損金額2811万429

4円()の平成29年3月期の法人税の確定申告書別表七(一))のうち、法人税法57条1項の規定により、平成29年3月期の損金の額に算入される金額である。

イ 所得金額に対する法人税額 (別表9・順号⑤) 0円

上記アの所得金額が0円であることから、所得金額に対する法人税額は0円となる。

ウ 納付すべき法人税額 (別表9・順号⑦) △2万0182円

上記金額は、法人税法78条1項の規定により還付される所得税等の金額である。

エ 既に納付の確定した法人税額 (別表9・順号⑧) △2万0182円

上記金額は、()の平成29年3月期の法人税の確定申告書別表一(一)の「この申告による還付金額」の「所得税額等の還付金額」欄に記載された金額と同額である。

オ 差引納付すべき法人税額 (別表9・順号⑨) 0円

上記金額は、前記ウの金額から上記エの金額を差し引いた金額である。

カ 翌期へ繰り越す欠損金の減少額 (別表9・順号⑩)

4159万8891円

()は、平成29年3月期の法人税確定申告書別表一(一)において、平成29年3月期の欠損金額1367万6216円と前事業年度から繰り越された控除未済欠損金額2811万4294円の合計額4179万0510円を「翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金」欄に記載しているが、前記アのとおり、平成29年3月期の所得金額は0円であるため、平成29年3月期に生じる欠損金額はなく、また、前記ア(ウ)のとおり、前事業年度から繰り越された控除未済欠損金額2811万4294円のうち2792万2675円は、法人税法57条1項の規定により損金の額に算入されることから、翌期へ繰り越す欠損金が4159万8891円減少

する。

キ 翌期へ繰り越す欠損金額 (別表9・順号⑩) 19万1619円

は、平成29年3月期の法人税確定申告書別表一(一)において、4179万0510円を「翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金」欄に記載しているが、翌期へ繰り越す欠損金額は、上記カのとおり、4159万8891円減少することから、19万1619円となる。

(2) 平成30年3月期の法人税の更正処分

ア 所得金額 (別表10・順号③) 362万1274円

上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算した金額である。

(ア) 申告所得金額 (別表10・順号①) 0円

上記金額は、の平成30年3月期の法人税の確定申告書別表一(一)の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 欠損金の当期控除額の過大額 (別表10・順号②)

362万1274円

は、平成30年3月期の法人税の確定申告書別表七(一)において、前事業年度から繰り越された控除未済欠損金額4179万0510円から当期控除額として381万2893円を控除していたが、前記(1)キのとおり、前事業年度から繰り越される控除未済欠損金額は19万1619円となることから、欠損金の当期控除額は19万1619円となるため、362万1274円は過大となる。

イ 所得金額に対する法人税額 (別表10・順号④) 54万3150円

上記金額は、上記アの所得金額362万1274円(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に、平成28年法律第15号附則26条により読み替えて適用される法人税法66条1項及び2項並びに租税特別措置法42条の3の2第1

項に規定する税率（所得金額のうち年800万円以下の金額については100分の15の割合、それを超える金額については100分の23.4の割合）を乗じて計算した金額である。

ウ 控除所得税額等（別表10・順号⑤） 2万1456円

上記金額は、法人税法68条1項の規定により法人税の額から控除される金額である。

エ 納付すべき法人税額（別表10・順号⑥） 52万1600円

上記金額は、前記イの金額から上記ウの金額を差し引いた金額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の金額を切り捨てた後のもの）である。

オ 既に納付の確定した法人税額（別表10・順号⑦） △2万1456円

上記金額は、XXXXXXXXXXの平成30年3月期の法人税の確定申告書別表一（一）の「この申告による還付金額」の「所得税額等の還付金額」欄に記載された金額と同額である。

カ 差引納付すべき法人税額（別表10・順号⑧） 54万3000円

上記金額は、前記エの金額から上記オの金額を差し引いた金額（ただし、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）であり、原告が新たに納付すべき法人税額である。

キ 翌期へ繰り越す欠損金の減少額（別表10・順号⑨）

3797万7617円

XXXXXXXXXXは、平成30年3月期の法人税の確定申告書別表七（一）において、控除未済欠損金額の翌期繰越額を3797万7617円と記載しているが、前記(1)キのとおり、前事業年度から繰り越される控除未済欠損金額が19万1619円となること及び前記ア（イ）のとおり、欠損金の当期控除額が同額となることから、控除未済欠損金額の翌期繰越額は0円となるため、翌期へ繰り越す欠損金額が3797万7617円減少する。

ク 翌期へ繰り越す欠損金額（別表10・順号⑩） 0円

は、平成30年3月期の法人税の確定申告書別表一（一）において、3797万7617円を「翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金」欄に記載しているが、翌期へ繰り越す欠損金額は、上記キのとおり、同額減少することから、0円となる。

(3) 平成31年3月期の法人税の更正処分

ア 所得金額（別表11・順号④） 3288万1562円

上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算し、(ウ)の金額を減算した金額である。

(ア) 申告所得金額（別表11・順号①） 0円

上記金額は、の平成31年3月期の法人税の確定申告書別表一（一）の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 欠損金の当期控除額の過大額（別表11・順号②）

3322万8962円

原告は、の平成31年3月期の法人税の確定申告書別表七（一）において、前事業年度から繰り越される控除未済欠損金額3797万7617円のうち当期控除額として3322万8962円を控除していたが、前記(2)クのとおり、前事業年度から繰り越される控除未済欠損金額はないことから、欠損金の当期控除額が同額過大となる。

(ウ) 事業税及び地方法人特別税の損金算入額（別表11・順号③）

34万7400円

上記金額は、の平成30年3月期の法人税に係る更正処分に伴い増加した所得金額に対応する事業税及び地方法人特別税に相当する額であり、損金の額に算入される金額である。

イ 所得金額に対する法人税額（別表11・順号⑤） 697万2392円

上記金額は、前記アの所得金額3288万1562円（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に、法人税法66条1項及び2項並びに租税特別措置法42条の3の2第1項に規定する税率（所得金額のうち年800万円以下の金額については100分の15の割合、それを超える金額については100分の23.2の割合）を乗じて計算した金額である。

ウ 控除所得税額等（別表11・順号⑥） 2万2896円

上記金額は、法人税法68条1項の規定により法人税の額から控除される金額である。

エ 納付すべき法人税額（別表11・順号⑦） 694万9400円

上記金額は、前記イの金額から上記ウの金額を差し引いた金額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の金額を切り捨てた後のもの）である。

オ 既に納付の確定した法人税額（別表11・順号⑧） △2万2896円

上記金額は、XXXXXXXXXXの平成31年3月期の法人税の確定申告書別表一（一）の「この申告による還付金額」の「所得税額等の還付金額」欄に記載された金額と同額である。

カ 差引納付すべき法人税額（別表11・順号⑨） 697万2200円

上記金額は、前記エの金額から前記オの金額を差し引いた金額（ただし、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）であり、原告が新たに納付すべき法人税額である。

キ 翌期へ繰り越す欠損金の減少額（別表11・順号⑩）

474万8655円

原告は、XXXXXXXXXXの平成31年3月期の法人税確定申告書別表七（一）において、控除未済欠損金額の翌期繰越額を474万8655円と記載しているが、前記(2)クのとおり、前事業年度から繰り越される控除未済欠損

金はないことから、翌期に繰り越す欠損金が同額減少する。

ク 翌期へ繰り越す欠損金額 (別表 1 1 ・ 順号⑩) 0 円

原告は、XXXXXXXXXXの平成 3 1 年 3 月期の法人税の確定申告書別表一(一)において、4 7 4 万 8 6 5 5 円を「翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金」欄に記載しているが、翌期へ繰り越す欠損金は、上記キのとおり、同額減少することから、0 円となる。

4 XXXXXXXXXXに係る地方法人税の各更正処分の根拠

XXXXXXXXXXの平成 3 0 年 3 月課税事業年度及び平成 3 1 年 3 月課税事業年度の地方法人税に係る課税標準法人税額及び納付すべき地方法人税額は、次のとおりである。

(1) 平成 3 0 年 3 月課税事業年度の地方法人税の更正処分

ア 課税標準法人税額 (別表 1 2 ・ 順号④) 5 4 万 3 0 0 0 円

上記金額は、地方法人税法 9 条に基づく金額であり、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算した金額(ただし、通則法 1 1 8 条 1 項の規定により 1 0 0 0 円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

(ア) 所得の金額に対する法人税額 (別表 1 2 ・ 順号①) 0 円

上記金額は、XXXXXXXXXXの平成 3 0 年 3 月課税事業年度の地方法人税の確定申告書の「課税標準法人税額の計算」の「基準法人税額」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 基準法人税額の増加額 (別表 1 2 ・ 順号②) 5 4 万 3 1 5 0 円

上記金額は、上記(ア)の基準法人税額 0 円と、前記 3 (2)イにより算出された法人税額 5 4 万 3 1 5 0 円との差額であり、平成 3 0 年 3 月課税事業年度の基準法人税額として、原告の課税標準法人税額に加算すべき金額である。

イ 納付すべき地方法人税額 (別表 1 2 ・ 順号⑥) 2 万 3 8 0 0 円

上記金額は、地方法人税法 1 0 条 1 項の規定に基づき、上記アの金額に

100分の4. 4の税率を乗じて計算した金額(ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

ウ 既に納付の確定した地方法人税額(別表12・順号⑦) 0円

上記金額は、XXXXXXXXXXの平成30年3月課税事業年度の地方法人税の確定申告書の「差引地方法人税額」欄に記載された金額と同額である。

エ 差引納付すべき地方法人税額(別表12・順号⑧) 2万3800円

上記金額は、前記イの金額から上記ウの金額を差し引いた金額であり、原告が新たに納付すべき地方法人税額である。

(2) 平成31年3月課税事業年度の地方法人税の更正処分

ア 課税標準法人税額(別表13・順号④) 697万2000円

上記金額は、地方法人税法9条に基づく金額であり、次の(イ)の金額に(イ)の金額を加算した金額(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

(イ) 所得の金額に対する法人税額(別表13・順号①) 0円

上記金額は、XXXXXXXXXXの平成31年3月課税事業年度の地方法人税の確定申告書の「課税標準法人税額の計算」の「基準法人税額」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 基準法人税額の増加額(別表13・順号②) 697万2392円

上記金額は、上記(イ)の基準法人税額0円と、前記3(3)イにより算出された法人税額697万2392円との差額であり、平成31年3月課税事業年度の基準法人税額として、原告の課税標準法人税額に加算すべき金額である。

イ 納付すべき地方法人税額(別表13・順号⑥) 30万6700円

上記金額は、地方法人税法10条1項の規定に基づき、上記アの金額に100分の4. 4の税率を乗じて計算した金額(ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

ウ 差引納付すべき地方法人税額（別表13・順号⑧） 30万6700円

上記金額は、上記イの金額から差し引く既に納付の確定した地方法人税額金額がないことから、上記イの金額と同額であり、原告が新たに納付すべき地方法人税額である。

5 原告に係る法人税の各更正処分の適法性

原告の平成29年3月期及び令和2年3月期の法人税に係る所得金額及び翌期へ繰り越す欠損金額並びに納付すべき法人税額は、前記1のとおりであるところ、これらの金額は、いずれも原告に係る法人税の各更正処分における所得金額及び翌期へ繰り越す欠損金額並びに納付すべき法人税額（別表1の「更正処分等」欄の「所得金額」及び「翌期へ繰り越す欠損金額」並びに「納付すべき税額」欄参照）と同額であるから、原告に係る法人税の各更正処分は、適法である。

6 原告に係る地方法人税の各更正処分の適法性

原告の平成29年3月課税事業年度及び令和2年3月課税事業年度の地方法人税に係る課税標準法人税額及び納付すべき地方法人税額は、前記2のとおりであるところ、これらの金額は、いずれも原告に係る地方法人税の各更正処分における課税標準法人税額及び納付すべき地方法人税額（別表2の「更正処分等」欄の「課税標準法人税額」及び「納付すべき税額」欄参照）と同額であるから、原告に係る地方法人税の各更正処分は、適法である。

7 ■■■■■に係る法人税の各更正処分の適法性

■■■■■の平成29年3月期、平成30年3月期及び平成31年3月期の法人税に係る所得金額及び翌期に繰り越す欠損金額並びに納付すべき法人税額は、前記3のとおりであるところ、これらの金額は、いずれも■■■■■に係る法人税の各更正処分における所得金額及び翌期に繰り越す欠損金額並びに納付すべき法人税額（別表3の「更正処分等」欄の「所得金額」及び「翌期へ繰り越す欠損金額」並びに「納付すべき税額」欄参照）と同額であるから、■■■■■

に係る法人税の各更正処分は、適法である。

8 に係る地方法人税の各更正処分の適法性

の平成30年3月課税事業年度及び平成31年3月課税事業年度の地方法人税に係る課税標準法人税額及び納付すべき地方法人税額は、前記4のとおりであるところ、これらの金額は、いずれも に係る地方法人税の各更正処分における課税標準法人税額及び納付すべき地方法人税額（別表4の「更正処分等」欄の「課税標準法人税額」及び「納付すべき税額」欄参照）と同額であるから、 に係る地方法人税の各更正処分は、適法である。

第2 本件各賦課決定処分の根拠及び適法性

通則法65条1項は、期限内申告書が提出された場合において、修正申告書の提出又は更正があったときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき新たに納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する旨規定し、同条2項は、同条1項の規定に該当する場合において、その修正申告又は更正により納付すべき税額が、その国税に係る同条3項2号に規定する期限内申告税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、同条1項の過少申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする旨規定している。

前記第1のとおり、本件各更正処分はいずれも適法であるところ、本件各更正処分により新たに納付すべき税額の基礎となった事実につき、当該各処分前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて、同条4項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、本件各賦課決定処分における過少申告加算税の額は、それぞれ次のとおりとなる。

1 原告の法人税に係る過少申告加算税の各賦課決定処分の根拠

(1) 平成29年3月期の法人税に係る過少申告加算税の賦課決定処分

過少申告加算税の額 291万2000円

上記金額は、通則法65条1項及び2項の規定に基づき、原告の平成29年3月期の法人税の更正処分により新たに納付すべき法人税額1958万9000円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の10の割合を乗じた金額195万8000円及び1958万9000円のうち50万円を超える部分に相当する金額1908万9000円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の5の割合を乗じて算出した金額95万4000円の合計額291万2000円となる。

(2) 令和2年3月期の法人税に係る過少申告加算税の賦課決定処分

過少申告加算税の額 11万0000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、原告の令和2年3月期の法人税の更正処分により新たに納付すべき法人税額110万1800円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の10の割合を乗じた金額11万円となる。

2 原告の平成29年3月課税事業年度の地方法人税に係る過少申告加算税の賦課決定処分の根拠

過少申告加算税の額 10万4000円

上記金額は、通則法65条1項及び2項の規定に基づき、原告の平成29年3月課税事業年度の地方法人税の更正処分により新たに納付すべき地方法人税額86万1900円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の10の割合を乗じた金額8万6000円及び86万1900円のうち50万円を超える部分に相当する金額36万1900円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の5の割合を乗じて算出した金額1万

8000円の合計額10万4000円となる。

3 [] の法人税に係る過少申告加算税の各賦課決定処分の根拠

(1) 平成30年3月期の法人税に係る過少申告加算税の賦課決定処分

過少申告加算税の額 5万6000円

5 上記金額は、通則法65条1項及び2項の規定に基づき、[] の平成30年3月期の法人税の更正処分により新たに納付すべき法人税額54万3000円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の10の割合を乗じた金額5万4000円及び54万3000円のうち50万円を超える部分に相当する金額4万3000円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の5の割合を乗じて算出した金額2000円の合計額5万6000円となる。

(2) 平成31年3月期の法人税に係る過少申告加算税の賦課決定処分

過少申告加算税の額 102万0500円

15 上記金額は、通則法65条1項及び2項の規定に基づき、[] の平成31年3月期の法人税の更正処分により新たに納付すべき法人税額697万2200円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の10の割合を乗じた金額69万7000円及び697万2200円のうち50万円を超える部分に相当する金額647万2200円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の5の割合を乗じて算出した金額32万3500円の合計額102万0500円となる。

4 [] の平成31年3月課税事業年度の地方法人税に係る過少申告加算税の賦課決定処分の根拠

25 過少申告加算税の額 3万0000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、[] の平成31年3

月課税事業年度の地方法人税に係る過少申告加算税の更正処分により新たに納付すべき法人税額30万6700円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の10の割合を乗じた金額3万円となる。

5 原告の法人税に係る過少申告加算税の各賦課決定処分の適法性

原告に係る法人税の各更正処分に伴って課されるべき過少申告加算税の額は、前記1のとおりであるところ、これらの金額は、いずれも原告の法人税に係る過少申告加算税の各賦課決定処分における過少申告加算税の額（別表1の「更正処分等」欄の「過少申告加算税の額」欄参照）と同額であるから、原告の法人税に係る過少申告加算税の各賦課決定処分は、適法である。

6 原告の平成29年3月課税事業年度の地方法人税に係る過少申告加算税の賦課決定処分の適法性

原告の平成29年3月課税事業年度の地方法人税の更正処分に伴って課されるべき過少申告加算税の額は、前記2のとおりであるところ、この金額は、原告の平成29年3月課税事業年度の地方法人税の賦課決定処分における過少申告加算税の額（別表2の「更正処分等」欄の「過少申告加算税の額」欄参照）と同額であるから、原告の平成29年3月課税事業年度の地方法人税の賦課決定処分は、適法である。

7 ■■■■■の法人税に係る過少申告加算税の各賦課決定処分の適法性

■■■■■の法人税の各更正処分に伴って課されるべき過少申告加算税の額は、前記3のとおりであるところ、これらの金額は、いずれも■■■■■の法人税に係る過少申告加算税の各賦課決定処分における過少申告加算税の額（別表3の「更正処分等」欄の「過少申告加算税の額」欄参照）と同額であるから、■■■■■の法人税に係る過少申告加算税の各賦課決定処分は、適法である。

8 ■■■■■の平成31年3月課税事業年度の地方法人税に係る過少申告加算税の賦課決定処分の適法性

■■■■の平成31年3月課税事業年度の地方法人税の更正処分に伴って課されるべき過少申告加算税の額は、前記4のとおりであるところ、この金額は、■■■■の平成31年3月課税事業年度の地方法人税に係る過少申告加算税の賦課決定処分における過少申告加算税の額（別表4の「更正処分等」欄の「過少申告加算税の額」欄参照）と同額であるから、■■■■の平成31年3月課税事業年度の地方法人税に係る過少申告加算税の賦課決定処分は、適法である。

以 上

(別紙4)

当事者の主張

1 被告の主張

5 (1) 外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等は、法人税法施行令119条1項1号に規定する「その有価証券の購入のために要した費用」に該当すること

ア 法人税法22条4項にいう別段の定めがいわゆる公正処理基準と対立するわけではなく、別段の定めの中には、公正処理基準を確認する
10 内容や公正処理基準の範囲内にある一つの基準を示すものもある。法人税法施行令119条1項1号の制定及び改正の経緯によれば、同号は法人税法22条4項の公正処理基準を確認したものであって、企業会計の考え方と異なる取扱いを創設したものではないから、同号の解釈に当たっては、公正処理基準の内容を参酌すべきである。

15 イ 公正処理基準によれば、以下のとおり、外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等は、株式の取得価額に含まれる。

(ア) 平成25年改正後の企業結合会計基準の26は、取得関連費用は取得原価（取得価額）に含めずに費用として処理するとした一方、同基準の94なお書きが、「個別財務諸表における子会社株式の取得原価は、従
20 来と同様に」としていることから明らかなどおり、「個別財務諸表」における子会社株式の取得価額については、平成25年改正前の企業結合会計基準の26と同様に、「取得とされた企業結合に直接要した支出額のうち、取得の対価性が認められる外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等は取得原価に含め、それ以外の支出額は発生時の事業年度の費用として処理する。」というのが、平成25年改正による企
25 業結合会計基準の内容である。

(イ) 法人税額の算定根拠となる課税所得は、個別財務諸表の損益計算書に記載されている当期純利益を基礎とし、これに法人税法特有の調整項目を加算・減算することによって算出するのであるから、法人税法において参酌される公正処理基準は、個別財務諸表に係るものを意味する。

5 (ウ) 平成25年改正前の「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」は、「企業結合に直接要した支出額のうち、取得の対価性が認められるものは取得原価に含める」としており、平成25年改正以降は個別財務諸表における子会社株式の取得に妥当するといえる。

そして、上記指針が「(2) 取得の対価性が認められるもの」につき「現実に契約に至った企業結合に関連する支出額のことをいう。」とした上、
10 「契約に至らなかった取引や単なる調査に関連する支出額は、企業結合に直接要した費用であっても取得原価に含めることはできない。」と定めていることからして、少なくとも、上記指針の(1)の企業結合に直接要した支出額については、同(2)の「企業結合に関連する支出額」に該当し、
15 取得の対価性を要求する同(2)との関係においては、専ら契約締結に至ったかどうかだけが問題となることは明らかである。

ウ 前記ア及びイによると、子会社株式に該当する有価証券を取得した場合、外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等のうち、取得の対価性が認められるものすなわち現実に契約に至った企業結合に関連する支出額は、法人税法施行令119条1項1号に規定する「その有価証券の購入のために要した費用」に該当すると解するのが、法人税法22条4項の公正処理基準に合致するものといえる。

20
25 このように、調査報酬等の支出額が有価証券の取得価額に算入されるか否かは、特定の有価証券の購入に関する支出であるか否か、最終的に買収に至ったか否かによって判断されるものであるから、取得価額に算入されるか否かの判断において、支出時点又は支出が不可避となった時点におけ

る購入の不確実性が影響を与えることはない。

(2) 本件各費用は、いずれも、法人税法施行令119条1項1号の「その有価証券の購入のために要した費用」に該当し、有価証券の取得価額に含まれること

5 ア 本件費用1は、本件提携仲介業務1に係る費用及び本件法務調査1に対する費用であるところ、以下のとおり、いずれも[]の株式を取得するために外部のアドバイザー等に支払った報酬・手数料であると認められる。

10 (ア) 本件提携仲介契約1は、[]が、自社と[]との間の企業提携の実現を目的として、[]に仲介業務を委託し、その対価として、企業提携の進捗状況に応じて定められた報酬を支払うというものであり、その企業提携の方法は、[]が[]の発行済株式の全部の譲渡を受けるというものであるから、[]という特定の株式を取得することを目的とした外部のアドバイザーとの契約であると認められる。

15
20
そして、[]は、本件提携仲介契約1に基づいて、[]が[]の株式を取得することを目的とした各業務を行い、これに対し、[]は、現に[]の全株式の取得に成功すると、成功報酬を支払ったのであるから、この成功報酬は、[]の株式を取得するために外部のアドバイザーである[]に支払った報酬・手数料等である。

25
また、[]は、本件提携仲介契約1に係る[]の地位を承継したことから、[]に情報提供料及び業務中間報酬を支払った[]に対してその弁済をしたものであるところ、[]が支払った上記情報提供料及び業務中間報酬は、[]との間の企業提携の実現を目的とする本件提携仲介契約1

に基づく費用であるから、同様に、[redacted]の株式を取得するために外部のアドバイザーである[redacted]に支払った報酬・手数料等である。

5 (イ) 本件法務調査1は、同調査の内容が[redacted]の株式の購入に係る資料及び譲渡契約書の検討であったことから明らかなとおり、[redacted]
[redacted]の株式を取得するための調査であったと認められる。

そして、本件法務調査1を依頼したのは[redacted]であり、[redacted]
[redacted]ではないが、[redacted]が本件提携仲介契約1に係る[redacted]
[redacted]の地位を承継し、現に[redacted]の株式を取得したのは[redacted]
10 [redacted]であったことなどから明らかなとおり、[redacted]が支払った本件法務調査1の報酬は、[redacted]の株式を取得するために外部のアドバイザーである本件弁護士に支払った報酬・手数料等である。

イ 本件費用2は、本件提携仲介業務2に係る費用、本件法務調査2に対する費用及び本件財務調査に対する費用であるところ、以下のとおり、いずれも[redacted]の株式を取得するために外部のアドバイザー等に支払った報酬・手数料であると認められる。

(ア) 本件提携仲介契約2は、[redacted]が、自社と[redacted]との間の企業提携の実現を目的として、[redacted]に仲介業務を委託し、その対価として、企業提携の進捗状況に応じて定められた報酬を支払うというものであり、その企業提携の方法は、[redacted]が[redacted]の発行済株式の全部の譲渡を受けるというものであるから、[redacted]という特定の株式を取得することを目的とした外部のアドバイザーとの契約であると認められる。

そして、[redacted]は、本件提携仲介契約2に基づいて、[redacted]
25 [redacted]が[redacted]の株式を取得することを目的とした各業務を行い、これに対し、原告は、現に[redacted]の全株式の取得に成功すると、

成功報酬を支払ったのであるから、この成功報酬は、[]の株式を取得するために外部のアドバイザーである []に支払った報酬・手数料等である。

5 また、原告は、本件提携仲介契約2に係る []の地位を承継したことから、 []に情報提供料を支払った []及び業務中間報酬を支払った []に対してその弁済をしたものであるところ、両社が支払った上記情報提供料及び業務中間報酬は、 []との間の企業提携の実現を目的とする本件提携仲介契約2に基づく費用であるから、同様に、 []の株式を取得するために外部の
10 アドバイザーである []に支払った報酬・手数料等である。

(イ) 本件法務調査2は、同調査の内容が []の株式の購入に係る資料、基本合意書及び株式譲渡契約書の検討であったことから明らかなどおり、 []の株式を取得するための調査であったと認められる。

15 そして、本件法務調査2を依頼したのは []であり、原告ではないが、原告が本件提携仲介契約2に係る []の地位を承継し、現に []の株式を取得したのは原告であったことなどからも明らかなどおり、 []が支払った本件法務調査2の報酬は、 []の株式を取得するために外部のアドバイザーである本件弁護士
20 に支払った報酬・手数料等である。

(ウ) 本件財務調査は、同調査の内容が []の企業精査に係る報告書の作成であったことから明らかなどおり、 []の株式を取得するための調査であったと認められる。

25 そして、本件財務調査を依頼したのは []であり、原告ではないが、原告が本件提携仲介契約2に係る []の地位を承継し、現に []の株式を取得したのは原告であったことなどからも

明らかなおり、原告が支払った本件財務調査の報酬は、[]の株式を取得するために外部のアドバイザーである []に支払った報酬・手数料等である。

ウ そして、[]の地位を承継した []は []の全株式につき、同じく []の地位を承継した原告は []の全株式につき、それぞれ現実に譲渡契約締結に至ったのであるから、本件各費用は、取得の対価性が認められるものを意味する「現実に契約に至った企業結合に関連する支出額」に該当する。

(3) 結論

したがって、本件各費用は、いずれも、法人税法施行令119条1項1号の「その他有価証券の購入のために要した費用」に該当する。

そうすると、本件各費用の額は、[]ないし []の株式の取得価額に算入すべきであり、原告及び []に係る平成29年3月期の所得の金額の計算上、損金の額に算入することはできないから、これを前提に行われた本件各処分は、適法である。

2 原告の主張

(1) 法人の意思決定機関による決定との先後にかかわらず、本件各費用は、法人税法施行令119条1項1号の「その有価証券の購入のために要した費用」に該当しないこと

ア 法人税法施行令119条1項1号の「その有価証券の購入のために要した費用」の解釈指針

(ア) 法人税法22条4項の公正処理基準に従って計算されるのは、「別段の定めがあるものを除き」という要件を充足した場合であるところ、法人税法61条の2及びその委任を受けた法人税法施行令119条1項1号は上記「別段の定め」に該当するから、本件各費用の損金該当性を判断するに当たり、公正処理基準に基づくことはできない。

(イ) 法人税法施行令119条1項1号は、「購入手数料その他その有価証券の購入のために要した費用」と規定していることからすると、「購入手数料」と「その有価証券の購入のために要した費用」とは並列の関係にあり、「その有価証券の購入のために要した費用」とは、その性質上、株式を購入するために避けることのできない支出であると文言解釈されるべきである。有価証券の取得価額を決めるのは、法人税法61条の2が定めるように譲渡利益額又は譲渡損失額の益金又は損金算入において株式取得の原価を定めるためであるから、有価証券の原価（取得価額）は、本来、株式そのものの価値として算出すべきものである。したがって、アドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等のように、当事者間の契約によっていかようにも定められるものに取得の対価性を認めることは、法人税法61条の2の趣旨に反する。

実際、アドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等の多寡は、株価とは無関係であり、有価証券の譲渡を行った場合における譲渡利益額又は譲渡損失額に影響を与えるものではない。専門家によるデューデリジェンスの費用の多寡は、事業の複雑性、とりわけ対象会社の成熟性によって左右され、株式取得の対価性を見いだすことはできない。

(ウ) 以上のとおり、法人税法施行令119条1項1号の解釈適用に当たっては、立法経緯や制定趣旨及び文言を考慮しなければならず、これを無視して法人税法22条4項の公正処理基準を根拠に直ちに結論付けることはできない。法人税法施行令119条1項1号及びその委任元である法人税法61条の2第1項の趣旨及び目的、さらには同法22条3項及び4項との関係に基づいて、かつ、文言を基本として、「その有価証券の購入のために要した費用」を解釈する必要がある。

イ 法人税法施行令119条1項1号の射程(有価証券の譲渡と保有の区別、年度帰属の問題)

5 (ア) 法人税法61条の2第1項は、その文言が示すように「内国法人が有価証券の譲渡をした場合」を規定するものであるから、その委任を受けた法人税法施行令119条1項1号は、有価証券を「譲渡」した場合における有価証券の譲渡利益額又は譲渡損失額から控除される取得価額について規定したものである。これに対し、本件で問題となるのは、有価証券を「譲渡」した場合ではなく、有価証券の取得に先立つM&A仲介業者や弁護士等の専門家に対する調査等の報酬であるから、一般管理費として、支出時において損金に計上されるべきである。

10 (イ) 平成25年改正後の企業結合会計基準の94は、その文言から、被告が主張するような「外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等は株式の取得原価（取得価額）に含める」などという解釈が導かれるものではない。

15 平成25年改正前の企業結合会計基準の26と同様に外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等を株式の取得原価（取得価額）に含めるのであれば、平成25年改正後の同基準の94においてわざわざ実務指針を摘示する必要はない。むしろ、個別財務諸表においても、外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等は株式の取得原価（取得価額）に含めるとの平成25年改正前の同基準の26の考えは、取得関連費用のどこまでを取得原価の範囲とするかについて疑義があった実務の状況に照らし、排除されたものと考えることが相当である。

20 (ウ) 被告が依拠する企業結合会計基準は、有価証券を「譲渡」した場合の会計処理ではなく、本件のように「保有」する有価証券の評価であり、そこには、「発生した事業年度の費用として処理することとした」旨が明記されている。これに対し、法人税法施行令119条1項1号は、委任元である法人税法61条の2の文言が示すとおり、有価証券を「譲渡」
25 した場合における有価証券の譲渡利益額又は譲渡損失額から控除される

取得価額について規定したものであり、本件のように、有価証券の「譲渡」をしていない場合についてまで、有価証券の取得に先立つM&A仲介業者や弁護士等の専門家に対する調査等の報酬を、その有価証券の取得価額に含めなければならないことを規定したのではない。

5 (エ) 法人税基本通達2-3-5が、「その他その有価証券の購入のために要した費用」に「有価証券を取得するために要した通信費、名義書換料の額を含めないことができる」と規定していることからすれば、「有価証券を取得するために要した通信費、名義書換料」とは全く金額も性質も異質であるデューデリジェンス費用は、「その他その有価証券の購入のために要した費用」に該当しないと解釈する方が、文言解釈の観点からも妥当であることは明らかである。

10 法人税法が有価証券の「購入のために要した費用」をその取得価額に算入することとしているのは、期間損益を適正に計算するためであるところ、デューデリジェンス費用の場合、これを取得価額に加算することで長期間にわたり損金算入が繰り延べられる可能性があるが、そのような繰り延べは「期間損益を適正に計算する」とことと相容れない。このような妥当性を欠く結果は、本件各費用が「その他その有価証券の購入のために要した費用」に該当しないことを裏付けている。

15
20 ウ アドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等が「その有価証券の購入のために要した費用」に該当するとした場合に生じる不整合

(ア) 株式取得の方法で企業結合をするために対象会社に関するデューデリジェンスを実施した結果、株式取得に至らなかった場合は、「その有価証券の購入のために要した費用」に該当する余地はなく、当該デューデリジェンス費用は、一般に発生した段階で損金算入される。一方、最終的に株式取得に至った場合に株式の取得価額に加算されるとすれば、
25 後発的な事象によって結論を全く異にすることとなる。

企業結合の方法としては、株式譲渡のみならず、事業譲渡、吸収合併、株式交換、事業提携等、両者の利害や対象会社における潜在リスクの状況に応じた種々の方法が選択されるところ、このうちいずれの方法によるかは、デューデリジェンス等を経て最終的に決定されるのであり、当初から確定しているものではない。そして、そのいずれの方法による場合であっても、受任する弁護士や公認会計士等の業務の法的性質及び内容が変わるところはなく、受任者は、報酬を受領した年度において確定的に報酬（収入）として認識し、納税処理を行うことが義務付けられている。それにもかかわらず、企業結合として事業譲渡を選択することとなった場合には当該年度に損金処理されるのに対し、株式譲渡を選択することとなった場合には株式の取得価額に算入され、当該年度に処理することが許容されないとなれば、支払者側と受領者側における課税上の著しい不整合が発生する。

(イ) そもそも、企業結合を検討する場面において、対象会社に関するデューデリジェンスが必ず実行されるわけではない。その意味で、デューデリジェンスに係る費用は株式取得に必然的に発生する支出ではなく、この点において、法人税法施行令119条1項1号が取得価額への加算項目として明示する「購入手数料」、すなわち、株式を購入するために避けられない支出とは大きく異なる。

(ロ) デューデリジェンスを実施した結果を踏まえて事業譲渡を断念する場合はもとより、事業譲渡を実行した場合であっても、株式を取得していない以上、株式の取得価額に加算することはできず、法人税法22条3項3号により、発生時に損金処理することになるのに対し、株式取得の形式で企業結合を行った場合にデューデリジェンス費用が当該株式の取得価額に加算されるというのであれば、事業譲渡の場合と株式取得の場合とで課税上の扱いに差異が生じるところ、このことについて合理的

な理由はない。

(エ) さらに、企業結合の方法の一つである合併の場合と比較しても、不都合が生じる。すなわち、合併に際して行われるデューデリジェンスに要する費用は、買収者（合併法人）の手元に対象会社（被合併法人）の株式がないため、株式の取得価額にデューデリジェンス費用を加算することはできず、かつ、受け入れた資産等に加算することも適当でないことから、発生時の損金に算入される。デューデリジェンス費用は、被合併法人の事業内容や権利義務関係の把握等を内容とする業務委託に要する費用であるから、これを一時の損金として処理すべきことは、株式取得の場合であっても何ら変わることはないというべきである。

(2) 株式購入の意思決定がされるよりも前の発生原因に基づいて支出された本件各費用は、法人税法施行令119条1項1号の「その有価証券の購入のために要した費用」に該当しないこと

ア 法人の意思決定機関による決定前に生じた原因に基づく費用の性質

前記(1)のとおり、本件各費用は、法人の意思決定機関による決定との先後を問わず、法解釈からして「その有価証券の購入のために要した費用」に該当しないが、この点を措くとしても、株式購入の意思決定がされるよりも前の発生原因に基づいて支出された費用は、企業提携を模索していた段階の費用であり、株式譲渡について最終的な意思決定に至るか否かが不明な段階であることはもとより、企業提携が株式譲渡の方法によるか否かすら決まっていなかった状況における費用であるから、「その有価証券の購入のために要した費用」として法的性質が決定される根拠を欠いている。

イ 本件費用1について

(ア) [] は、平成28年4月15日、臨時株主総会を開催し、[]
[] の株式の全部を譲り受ける旨の契約の締結について承認を受けた。同日が、[] の意思決定機関において [] の株

式を購入するか否かの意思決定を行った日であり、法人税法施行令119条1項1号の判断基準時となる。

(イ) 本件費用1のうち、本件提携仲介業務1に係る費用は、いずれも平成28年4月15日より前の平成27年11月20日に締結された本件提携仲介契約1に基づいて支出されたものであり、「その有価証券の購入のために要した費用」に該当するとは認められない。

本件提携仲介契約1の締結当時、いかなる企業提携の手法を選択するかは何も決まっていなかった上、上記契約により [] が [] 又はその株主との排他的交渉権限を付与されるものではなく、 [] の株式を取得できることは何ら保証されていなかった。

実際、 [] の企業提携先の候補として、 [] の他にも [] とのトップ面談等を行っていた企業があったこと、意向表明書を提出した企業も [] のみではなかったことが明らかとなっており（甲40）、提携仲介契約を締結しても破談となった企業が存在していることに照らしても、本件提携仲介契約1の締結時点においては、 [] による [] の株式の取得の蓋然性は高いものではなかった。

さらに、本件提携仲介業務1に係る費用のうち、①情報提供料については、本件提携仲介契約1の締結後わずか5日以内に支払うものとされ、理由のいかんにかかわらず返金されないとされているものであるから、「M&A案件を紹介したことの対価」であることは明らかである。また、②業務中間報酬については、 [] による意向表明書の提出直後に請求されているところ、企業買収の実務においては、意向表明書の提出や基本合意書の締結後にデューデリジェンスを行って初めて、対象会社の株式を取得するか否かの検討が可能となるものであるから、意向表明書の提出や基本合意書の締結によって、 [] の株式を購

入するかどうかの意思決定を行ったと認められることはない。よって、少なくとも①情報提供料及び②業務中間報酬は、「その有価証券の購入のために要した費用」に該当しない。

5 (ウ) 本件法務調査1に係る費用については、平成28年4月15日より前に行われた本件法務調査1に基づいて支出されたものであり、
の株式を購入するか否かについてにおける最終的な意思決定に至るか否かが不明な段階で支出された費用であるから、「その有価証券の購入のために要した費用」に該当するとは認められない。

ウ 本件費用2について

10 (イ) 原告は、平成29年2月6日、臨時株主総会を開催し、の株式の全部を譲り受ける旨の契約の締結について承認を受けた。同日が、原告の意思決定機関においての株式を購入するか否かの意思決定を行った日であり、法人税法施行令119条1項1号の判断基準時となる。

15 (ロ) 本件費用2のうち、本件提携仲介業務2に係る費用は、いずれも平成29年2月6日より前の平成28年8月22日に締結された本件提携仲介契約2に基づいて支出されたものであり、「その有価証券の購入のために要した費用」に該当するとは認められない。

20 本件提携仲介契約2の締結当時、いかなる企業提携の手法を選択するかは何も決まっていなかった上、上記契約によりが
又はその株主との排他的交渉権限を付与されるものではなく、
の株式を取得できることは何ら保証されていなかった。

25 実際、の企業提携先の候補として、よりも先にとのトップ面談等を行っていた企業があったことが明らかとなっており(甲40)、自身、から
の企業概要書を提示されてから約1か月が経過した平成28年

7月19日時点において、「我々（ ）が第2候補」という認識であった（甲41）。その後、 とトップ面談を行っていた企業との間で買収価額の折り合いがつかずに破談となったという外的な要因により、次順位の候補であった に話が持ち込まれたという経緯がある。かかる経緯や、提携仲介契約を締結しても破談となった企業が存在していることに照らしても、本件提携仲介契約2の締結時点においては、原告による の株式の取得の蓋然性は高いものではなく、むしろ、その可能性は低かったといえる。

さらに、本件提携仲介業務2に係る費用のうち、①情報提供料及び②業務中間報酬については、前記イ(イ)と同様の点からも、 の株式を購入するか否かについて原告における最終的な意思決定に至るか否かが不明な段階で支出された費用といえるから、「その有価証券の購入のために要した費用」に該当しない。

(ウ) 本件法務調査2に係る費用及び本件財務調査に係る費用については、平成29年2月6日より前に行われた本件法務調査2又は本件財務調査に基づいて支出されたものであり、 の株式を購入するか否かについて原告における最終的な意思決定に至るか否かが不明な段階で支出された費用であるから、「その有価証券の購入のために要した費用」に該当するとは認められない。

(3) 結論

したがって、本件各費用は、いずれも、法人税法施行令119条1項1号の「その他有価証券の購入のために要した費用」に該当しない。

そうすると、原告及び に係る平成29年3月期の所得の金額の計算上、本件各費用の全額は損金の額に算入されることになる。かかる損金算入を認めずに行われた本件各処分は、租税法律主義に反して違法である。

以上

(別表 1)

原告に係る法人税の課税処分等の経緯

(単位：円)

事業年度	区分	確定申告	更正処分等	審査請求	裁決
平成29年3月期	年月日等	期限内申告	令和3年7月26日	令和3年10月26日	令和4年10月5日
	所得金額	△ 4,657,630	86,586,004	全部取消し	棄却
	納付すべき税額	△ 637,391	18,951,700		
	翌期へ繰り越す欠損金額	4,657,630	0		
	過少申告加算税の額		2,912,000		
年月日等	期限内申告	令和3年7月26日	令和3年10月26日		
令和2年3月期	所得金額	202,535,595	207,284,250	全部取消し	棄却
	納付すべき税額	45,922,900	47,024,700		
	翌期へ繰り越す欠損金額	0	0		
	過少申告加算税の額		110,000		
	年月日等	期限内申告	令和3年7月26日		

(注) 「△」は欠損金額又は還付金額を表す。

(別表2)

原告に係る地方法人税の課税処分等の経緯

(単位：円)

課税事業年度	区分	確定申告	更正処分等	審査請求	裁決
平成29年3月課税事業年度	年月日等	期限内申告	令和3年7月26日	令和3年10月26日	令和4年10月5日
	課税標準法人税額	0	19,589,000	全部取消し	棄却
	納付すべき税額	0	861,900		
	過少申告加算税の額		104,000		
令和2事業年度3月	年月日等	期限内申告	令和3年7月26日	令和3年10月26日	令和4年10月5日
	課税標準法人税額	46,332,000	47,433,000	全部取消し	棄却
	納付すべき税額	2,038,600	2,087,000		

(別表3)

[] に係る法人税の課税処分等の経緯

(単位:円)

事業年度	区分	確定申告	更正処分等	審査請求	裁決
平成29年3月期	年月日等	期限内申告	令和3年7月26日	令和3年10月26日	令和4年10月5日
	所得金額	△ 13,676,216	0	全部取消し	棄却
	納付すべき税額	△ 20,182	△ 20,182		
	翌期へ繰り越す欠損金額	41,790,510	191,619		
過少申告加算税の額					
平成30年3月期	年月日等	期限内申告	令和3年7月26日	令和3年10月26日	令和4年10月5日
	所得金額	0	3,621,274	全部取消し	棄却
	納付すべき税額	△ 21,456	521,600		
	翌期へ繰り越す欠損金額	37,977,617	0		
	過少申告加算税の額		56,000		
過少申告加算税の額					
平成31年3月期	年月日等	期限内申告	令和3年7月26日	令和3年10月26日	令和4年10月5日
	所得金額	0	32,881,562	全部取消し	棄却
	納付すべき税額	△ 22,896	6,949,400		
	翌期へ繰り越す欠損金額	4,748,655	0		
	過少申告加算税の額		1,020,500		
過少申告加算税の額					

(注) 「△」は欠損金額又は還付金額を表す。

(別表4)

 に係る地方法人税の課税処分等の経緯

(単位：円)

課税 事業 年度	区分	確定申告	更正処分等	審査請求	裁決
平 成 税 30 事 業 3 年 月 度	年月日等	期限内申告	令和3年7月26日	令和3年10月26日	令和4年10月5日
	課税標準法人税額	0	543,000	全部取消し	棄却
	納付すべき税額	0	23,800		
平 成 31 年 3 月 課 税 事 業 年 度	年月日等	期限内申告	令和3年7月26日	令和3年10月26日	令和4年10月5日
	課税標準法人税額	0	6,972,000	全部取消し	棄却
	納付すべき税額	0	306,700		
	過少申告加算税の額		30,000		

(別表5)

原告の平成29年3月期の
法人税に係る所得金額等及び納付すべき税額

(単位:円)

区 分			
所得金額の計算	申告所得金額	①	△ 4,657,630
	加算		
	支払手数料の過大計上額	②	2,131,334
	雑費の過大計上額	③	83,000,000
	租税公課の過大計上額	④	6,112,300
	所得金額(①+②+③+④)	⑤	86,586,004
	所得金額に対する法人税額	⑥	19,589,124
	控除所得税額等	⑦	637,391
	納付すべき法人税額(⑥-⑦) (100円未満の端数切捨て)	⑧	18,951,700
	既に納付の確定した法人税額	⑨	△ 637,391
	差引納付すべき法人税額(⑧-⑨) (100円未満の端数切捨て)	⑩	19,589,000
	翌期へ繰り越す欠損金の減少額	⑪	4,657,630
	翌期へ繰り越す欠損金額	⑫	0

(注) 「△」は欠損金額又は還付金額を表す。

(別表6)

原告の令和2年3月期の
法人税に係る所得金額及び納付すべき税額

(単位：円)

区 分			金 額
所得金額の計算	申告所得金額	①	202,535,595
	加算 欠損金の当期控除額の過大額	②	4,748,655
	所得金額(①+②)	③	207,284,250
所得金額に対する法人税額			④ 47,433,888
控除所得税額等			⑤ 409,187
納付すべき法人税額(④-⑤) (100円未満の端数切捨て)			⑥ 47,024,700
既に納付の確定した法人税額			⑦ 45,922,900
差引納付すべき法人税額(⑥-⑦) (100円未満の端数切捨て)			⑧ 1,101,800
翌期へ繰り越す欠損金の減少額			⑨ 0
翌期へ繰り越す欠損金額			⑩ 0

(別表7)

原告の平成29年3月課税事業年度の
地方法人税に係る課税標準法人税額及び納付すべき税額

(単位:円)

区 分			金 額	
課税標準法人税額の計算	基準法人税額の計算	所得の金額に対する法人税額	①	0
		加算額	②	19,589,124
		基準法人税額 (①+②)	③	19,589,124
	課税標準法人税額 (③、1,000円未満の端数切捨て)	④	19,589,000	
地方法人税額			⑤	861,916
納付すべき地方法人税額 (⑤、100円未満の端数切捨て)			⑥	861,900
既に納付の確定した地方法人税額			⑦	0
差引納付すべき地方法人税額 (⑥-⑦)			⑧	861,900

(別表8)

原告の令和2年3月課税事業年度の
地方法人税に係る課税標準法人税額及び納付すべき税額

(単位：円)

区 分			金 額	
課税標準法人税額の計算	基準法人税額の計算	所得の金額に対する法人税額	①	46,332,120
		加算額	②	1,101,768
		基準法人税額 (①+②)	③	47,433,888
	課税標準法人税額 (③、1,000円未満の端数切捨て)	④	47,433,000	
地方法人税額			⑤	2,087,052
納付すべき地方法人税額 (⑤、100円未満の端数切捨て)			⑥	2,087,000
既に納付の確定した地方法人税額			⑦	2,038,600
差引納付すべき地方法人税額 (⑥-⑦)			⑧	48,400

(別表9)

の平成29年3月期の
法人税に係る所得金額等及び納付すべき税額

(単位：円)

区 分			金 額	
所得金額の計算	申告所得金額	①	△ 13,676,216	
	加算 雑費の過大計上額	②	41,598,891	
	減算 繰越欠損金の当期控除額の増加額	③	27,922,675	
	所得金額 (①+②-③)	④	0	
所得金額に対する法人税額			⑤	0
還付所得税額等			⑥	20,182
納付すべき法人税額 (⑤-⑥) (100円未満の端数切捨て)			⑦	△ 20,182
既に納付の確定した法人税額			⑧	△ 20,182
差引納付すべき法人税額 (⑦-⑧) (100円未満の端数切捨て)			⑨	0
翌期へ繰り越す欠損金の減少額			⑩	41,598,891
翌期へ繰り越す欠損金額			⑪	191,619

(注) 「△」は欠損金額又は還付金額を表す。

(別表10)

の平成30年3月期の
法人税に係る所得金額等及び納付すべき税額

(単位：円)

区 分			金 額
所得金額の計算	申告所得金額	①	0
	加算 欠損金の当期控除額の過大額	②	3,621,274
	所得金額(①+②)	③	3,621,274
所得金額に対する法人税額		④	543,150
控除所得税額等		⑤	21,456
納付すべき法人税額(④-⑤) (100円未満の端数切捨て)		⑥	521,600
既に納付の確定した法人税額		⑦	△ 21,456
差引納付すべき法人税額(⑥-⑦) (100円未満の端数切捨て)		⑧	543,000
翌期へ繰り越す欠損金の減少額		⑨	37,977,617
翌期へ繰り越す欠損金額		⑩	0

(注) 「△」は欠損金額又は還付金額を表す。

(別表11)

の平成31年3月期の
法人税に係る所得金額等及び納付すべき税額

(単位:円)

区 分			金 額	
所得金額の計算	申告所得金額	①	0	
	加算 欠損金の当期控除額の過大額	②	33,228,962	
	減算 事業税及び地方法人特別税の損金算入額	③	347,400	
	所得金額(①+②-③)	④	32,881,562	
所得金額に対する法人税額			⑤	6,972,392
控除所得税額等			⑥	22,896
納付すべき法人税額(⑤-⑥) (100円未満の端数切捨て)			⑦	6,949,400
既に納付の確定した法人税額			⑧	△ 22,896
差引納付すべき法人税額(⑦-⑧) (100円未満の端数切捨て)			⑨	6,972,200
翌期へ繰り越す欠損金の減少額			⑩	4,748,655
翌期へ繰り越す欠損金額			⑪	0

(注) 「△」は欠損金額又は還付金額を表す。

(別表12)

の平成30年3月課税事業年度の
地方法人税に係る課税標準法人税額及び納付すべき税額

(単位：円)

区 分			金 額
課税標準法人税額の計算	基準法人税額の計算	所得の金額に対する法人税額	① 0
	加算額	基準法人税額の増加額	② 543,150
		基準法人税額 (①+②)	③ 543,150
		課税標準法人税額 (③、1,000円未満の端数切捨て)	④ 543,000
地方法人税額			⑤ 23,892
納付すべき地方法人税額 (⑤、100円未満の端数切捨て)			⑥ 23,800
既に納付の確定した地方法人税額			⑦ 0
差引納付すべき地方法人税額 (⑥-⑦)			⑧ 23,800

(別表13)

の平成31年3月課税事業年度の
地方法人税に係る課税標準法人税額及び納付すべき税額

(単位：円)

区 分			金 額		
課税標準法人税額の計算	基準法人税額の計算	所得の金額に対する法人税額	①	0	
		加算額	基準法人税額の増加額	②	6,972,392
		基準法人税額 (①+②)	③	6,972,392	
	課税標準法人税額 (③、1,000円未満の端数切捨て)	④	6,972,000		
地方法人税額			⑤	306,768	
納付すべき地方法人税額 (⑤、100円未満の端数切捨て)			⑥	306,700	
既に納付の確定した地方法人税額			⑦	0	
差引納付すべき地方法人税額 (⑥-⑦)			⑧	306,700	

(別表14)

原告の平成29年3月期の法人税に係る
所得金額等及び納付すべき税額（争点に対する判断後）

(単位：円)

区 分				
所得金額の計算	申告所得金額		①	△ 4,657,630
	加算	支払手数料の過大計上額	②	0
		雑費の過大計上額	③	64,860,000
		租税公課の過大計上額	④	6,112,300
	所得金額 (①+②+③+④)		⑤	66,314,670
所得金額に対する法人税額		⑥	14,845,476	
控除所得税額等		⑦	637,391	
納付すべき法人税額 (⑥-⑦) (100円未満の端数切捨て)		⑧	14,208,000	
既に納付の確定した法人税額		⑨	△ 637,391	
差引納付すべき法人税額 (⑧-⑨) (100円未満の端数切捨て)		⑩	14,845,300	
翌期へ繰り越す欠損金の減少額		⑪	4,657,630	
翌期へ繰り越す欠損金額		⑫	0	

(注) 「△」は欠損金額又は還付金額を表す。

5

(別表15)

原告の令和2年3月期の法人税に係る
所得金額及び納付すべき税額 (争点に対する判断後)

(単位:円)

区 分			金 額
所得金額の計算	申告所得金額	①	202,535,595
	加算 欠損金の当期控除額の過大額	②	4,748,655
	所得金額 (①+②)	③	207,284,250
所得金額に対する法人税額		④	47,433,888
控除所得税額等		⑤	409,187
納付すべき法人税額 (④-⑤) (100円未満の端数切捨て)		⑥	47,024,700
既に納付の確定した法人税額		⑦	45,922,900
差引納付すべき法人税額 (⑥-⑦) (100円未満の端数切捨て)		⑧	1,101,800
翌期へ繰り越す欠損金の減少額		⑨	0
翌期へ繰り越す欠損金額		⑩	0

(別表16)

原告の平成29年3月課税事業年度の地方法人税に係る
課税標準法人税額及び納付すべき税額(争点に対する判断後)

(単位:円)

区 分			金 額
課税標準法人税額の計算	基準法人税額の計算	所得の金額に対する法人税額	① 0
		加算額	② 14,845,476
		基準法人税額 (①+②)	③ 14,845,476
	課税標準法人税額 (③、1,000円未満の端数切捨て)	④ 14,845,000	
地方法人税額			⑤ 653,180
納付すべき地方法人税額 (⑤、100円未満の端数切捨て)			⑥ 653,100
既に納付の確定した地方法人税額			⑦ 0
差引納付すべき地方法人税額 (⑥-⑦)			⑧ 653,100

(別表17)

原告の令和2年3月課税事業年度の地方法人税に係る
課税標準法人税額及び納付すべき税額(争点に対する判断後)

(単位:円)

区 分			金 額
課税標準法人税額の計算	基準法人税額の計算	所得の金額に対する法人税額	① 46,332,120
		加算額 基準法人税額の増加額	② 1,101,768
		基準法人税額 (①+②)	③ 47,433,888
	課税標準法人税額 (③、1,000円未満の端数切捨て)	④ 47,433,000	
地方法人税額			⑤ 2,087,052
納付すべき地方法人税額 (⑤、100円未満の端数切捨て)			⑥ 2,087,000
既に納付の確定した地方法人税額			⑦ 2,038,600
差引納付すべき地方法人税額 (⑥-⑦)			⑧ 48,400

(別表18)

の平成29年3月期の法人税に係る
所得金額等及び納付すべき税額 (争点に対する判断後)

(単位:円)

区 分			金 額	
所得金額の計算	申告所得金額	①	△ 13,676,216	
	加算 雑費の過大計上額	②	32,674,891	
	減算 繰越欠損金の当期控除額の増加額	③	18,998,675	
	所得金額 (①+②-③)	④	0	
所得金額に対する法人税額			⑤	0
還付所得税額等			⑥	20,182
納付すべき法人税額 (⑤-⑥) (100円未満の端数切捨て)			⑦	△ 20,182
既に納付の確定した法人税額			⑧	△ 20,182
差引納付すべき法人税額 (⑦-⑧) (100円未満の端数切捨て)			⑨	0
翌期へ繰り越す欠損金の減少額			⑩	32,674,891
翌期へ繰り越す欠損金額			⑪	9,115,619

(注) 「△」は欠損金額又は還付金額を表す。

5

(別表19)

の平成30年3月期の法人税に係る
所得金額等及び納付すべき税額（争点に対する判断後）

(単位：円)

区 分			金 額	
所得金額の計算	申告所得金額	①	0	
	加算 欠損金の当期控除額の過大額	②	0	
	所得金額 (①+②)	③	0	
所得金額に対する法人税額			④	0
控除所得税額等			⑤	21,456
納付すべき法人税額 (④-⑤) (100円未満の端数切捨て)			⑥	△ 21,456
既に納付の確定した法人税額			⑦	△ 21,456
差引納付すべき法人税額 (⑥-⑦) (100円未満の端数切捨て)			⑧	0
翌期へ繰り越す欠損金の減少額			⑨	32,674,891
翌期へ繰り越す欠損金額			⑩	5,302,726

(注) 「△」は欠損金額又は還付金額を表す。

5

(別表20)

の平成31年3月期の法人税に係る
所得金額等及び納付すべき税額（争点に対する判断後）

(単位：円)

区 分			金 額
所得金額の計算	申告所得金額	①	0
	加算 欠損金の当期控除額の過大額	②	27,926,236
	減算 事業税及び地方法人特別税の損金算入額	③	0
	所得金額 (①+②-③)	④	27,926,236
所得金額に対する法人税額		⑤	5,822,832
控除所得税額等		⑥	22,896
納付すべき法人税額 (⑤-⑥) (100円未満の端数切捨て)		⑦	5,799,900
既に納付の確定した法人税額		⑧	△ 22,896
差引納付すべき法人税額 (⑦-⑧) (100円未満の端数切捨て)		⑨	5,822,700
翌期へ繰り越す欠損金の減少額		⑩	4,748,655
翌期へ繰り越す欠損金額		⑪	0

(注) 「△」は欠損金額又は還付金額を表す。

5

(別表 2 1)

の平成30年3月課税事業年度の地方法人税に係る
課税標準法人税額及び納付すべき税額 (争点に対する判断後)

(単位:円)

区 分			金 額
課税標準法人税額の計算	基準法人税額の計算	所得の金額に対する法人税額	① 0
		加算額	② 0
		基準法人税額 (①+②)	③ 0
	課税標準法人税額 (③、1,000円未満の端数切捨て)	④ 0	
地方法人税額			⑤ 0
納付すべき地方法人税額 (⑤、100円未満の端数切捨て)			⑥ 0
既に納付の確定した地方法人税額			⑦ 0
差引納付すべき地方法人税額 (⑥-⑦)			⑧ 0

(別表22)

の平成31年3月課税事業年度の地方法人税に係る
課税標準法人税額及び納付すべき税額(争点に対する判断後)

(単位:円)

区 分			金 額
課税標準法人税額の計算	基準法人税額の計算	所得の金額に対する法人税額	① 0
		加算額 基準法人税額の増加額	② 5,822,832
		基準法人税額 (①+②)	③ 5,822,832
	課税標準法人税額 (③、1,000円未満の端数切捨て)	④ 5,822,000	
地方法人税額			⑤ 256,168
納付すべき地方法人税額 (⑤、100円未満の端数切捨て)			⑥ 256,100
既に納付の確定した地方法人税額			⑦ 0
差引納付すべき地方法人税額 (⑥-⑦)			⑧ 256,100

これは正本である。

令和 8 年 2 月 1 8 日

東京地方裁判所民事第 3 部

裁判所書記官 齊藤裕記